

射水市

障がい者サービスガイドブック

2024年度版





このガイドブックは、障害福祉の制度やサービスについての概要を紹介しています。  
このことについての詳しい内容や申請方法等は、それぞれの担当窓口にお問い合わせ  
ください。

なお、内容はおおむね令和6年(2024年)4月現在の状況で作成されています。

#### 「障がい」の表記について

「障がい」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障  
害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表  
記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用い  
ることとし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる  
場合があることから、射水市障がい者サービスガイドブックにおいては、法律等で使用さ  
れている用語、関係団体・施設の名称、制度の名称などの専門用語を除き、「障がい」の  
表記としました。



# も く じ

## 1 手 帳

身体障害者手帳の交付	1
療育手帳の交付	2
精神障害者保健福祉手帳の交付	3

## 2 医 療

自立支援医療(更生医療)	4
自立支援医療(育成医療)	5
自立支援医療(精神通院)	6
重度心身障がい者等医療費助成	7
指定難病・特定疾患等医療費助成	8

## 3 手 当 と 年 金

障がい児福祉手当	9
経過的福祉手当	9
特別障がい者手当	10
特別児童扶養手当	11
児童扶養手当	12
重度心身障がい者在宅介護手当	13
心身障がい者(児)福祉金	15
心身障がい者扶養共済制度	15
障害基礎年金(国民年金)	16
障害厚生年金	17
特別障害給付金	17
NASVA被害者援護制度	17

## 4 税 の 減 免

所得税、市・県民税	18
マル優・特別マル優	18
関税の免除	18
事業税の減免と課税対象外	19
相続税の軽減	19
贈与税の非課税	19
自動車税、軽自動車税の減免	20

## 5 公 共 料 金 等 の 軽 減

JR、私鉄(電車・バス)	21
国内航空	22
保育料の負担軽減	22
有料道路通行料金	23
タクシー運賃	23
NHK放送受信料	24
公営施設入場料	24
電話番号の無料案内(ふれあい案内)	26
携帯電話の通話料の割引	26
福祉機器のご案内	26
郵便	26

## 6 日 常 生 活

相談支援	27
地域活動支援センター	28
就労支援	29
自立支援給付(介護給付)	30
自立支援給付(訓練等給付)	31

自立支援給付(地域相談支援).....	32
自立支援給付(計画相談支援).....	32
児童の通所給付.....	32
児童相談支援.....	33
児童の入所給付.....	33
障害者総合支援法の自立支援給付と 介護保険制度の適用関係.....	34
日中一時支援.....	35
訪問入浴サービス.....	36
補装具費の支給.....	37
日常生活用具の給付.....	38
難聴児への補聴器購入費の助成.....	42
おむつ支給.....	43
避難行動要支援者支援制度.....	43
福祉避難所.....	44
防災・緊急メール配信.....	44
NET119 緊急通報システム.....	44
緊急連絡FAX.....	44

## 7 貸付・住宅

生活福祉資金の貸付.....	45
住宅改善の助成.....	47

## 8 社会参加

自動車免許取得の助成.....	48
自動車改造費の助成.....	48
駐車禁止の除外指定.....	48
身体障がい者標識・聴覚障がい者標識.....	49

福祉タクシー利用券・ 福祉ガソリン給油券の交付.....	49
ゆずりあいパーキング利用証の交付.....	50
更生訓練費.....	51
選挙.....	51
音訳 CD の貸出し.....	52
新聞リーディングサービス.....	52
電話リレーサービス.....	52
富山県遠隔手話通訳サービス.....	52
手話通訳者・要約筆者派遣.....	53
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布.....	53
移動支援.....	54

## 9 参考資料

日常生活自立支援事業.....	55
射水市ふくし総合相談センター すてっぷ.....	55
成年後見制度.....	56
障がい者相談員.....	57
障がい者団体.....	58
身体障がい児・知的障がい児の学校.....	58
障がい者週間について.....	59
世界自閉症啓発デー・ 発達障害啓発週間について.....	59
障がい者差別の解消について.....	59
障がい者虐待の防止について.....	60
その他の障がい者施設.....	60
指定障害福祉サービス事業所一覧表.....	60
身体障害者程度等級表.....	71
療育手帳障害基準.....	73
精神障害者保健福祉手帳障害基準.....	73

制 度		医 療					手 当 と 年 金						
		更 生 医 療	育 成 医 療	重度心身 障がい者医療		一 部 負 担 金 還 付	障 が い 児 福 祉 手 当	特 別 障 が い 者 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	在 宅 心 身 障 が い 者 手 当	福 心 身 障 が い 者 ・ 金 児	扶 養 共 済 制 度
				重 度	軽 度								
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	級 1～6	下 記 の ペ ー ジ を 参 照 く だ さ い	級 1～3	級 4～6	級 1～3	級 1、2 の 一 部	2 級 以 上 の 障 害 が 重 複 す る 程 度	下 記 の ペ ー ジ を 参 照 く だ さ い	級 1～2	級 1～4	級 1～3	
	聴 覚	2～6		2～3	4～6	2・3	2			2	2～4	2・3	
	平 衡 機 能	3・5		3	5	3	/			/	3	3	
	音 声 言 語 そ じ ゃ く 機 能	3・4		3	/	3・4	/			/	/	3・4	3
	肢 体 不 自 由	上 肢		1～6	1～3	4～6	1～3			1、2 の 一 部	1、2 の 一 部	1、2 の 一 部	1～3
		下 肢		1～6	1～3	4～6	1～ 3、4 級 の 一 部			1、2 の 一 部	1、2 の 一 部	1～3	
		体 幹		1～ 3、5	1～3	5	1～3			1、2 の 一 部	1、2 の 一 部	1～3	
	内 部	1～4		1～3	4	1～3	1の 一 部			1、2 の 一 部	1、2 の 一 部	1～3	
療 育 手 帳	/	/	A・B	B	A	Aの一部	/	/	Aの一部	A・B	A・B		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	/	/	1	/	1・2	/	/	/	/	1～3	1・2		
対 象 範 囲	18歳以上	18歳未満	65歳未満	65歳～69歳	65歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	18歳未 満(障 が い 児 は 20歳未 満)	65歳未満	/	/	
所 得 制 限	有	有	世帯所得 1,000万円未満			有	有	有	/	有	/		
ペ ー ジ	4	5	7	7	7	9	10	11	12	13	15	15	

手当と年金		税の減免				公共料金等の軽減等						
障害基礎年金	障害厚生年金	所得税、市・県民税	事業税	贈与税	軽自動車税・自動車税	JR・私鉄	国内航空	有料道路通行料金	タクシー運賃	NHK放送受信料		電営・施郵設便
										半額免除	全額免除	
下記のページを参照ください		級 1~6	級 1~6	級 1~2	下記のページを参照ください	級 1~6	級 1~6	級 1~6	級 1~6	級 1~6	級 1~6	下記のページを参照ください
		2~6	2~6	2		2~6	2~6	2~6	2~6	2~6	2~6	
		3・5	2~5	/		3・5	3・5	3・5	3・5	/	3・5	
		3・4	3・4	/		3・4	3・4	3・4	3・4	/	3・4	
		1~6	1~6	1~2		1~6	1~6	1~6	1~6	1・2	1~6	
		1~6	1~6	1~2		1~6	1~6	1~6	1~6	1・2	1~6	
		1~5	1~5	1~2		1~5	1~5	1~5	1~5	1・2	1~5	
		1~4	1~4	1~2		1~4	1~4	1~4	1~4	1・2	1~4	
		A・B	A・B	A		A・B	A・B	A	A・B	A	A・B	
		1~3	/	1		私鉄・バスは割引有	/	1~3	1	1~3		
20歳以上						12歳以上	第1種は介護者運転可		世帯主かつ受信契約者	非課税世帯		
有	有											
16	17	18	19	19	20	21	22	23	23	24	24	24~26

制 度		日 常 生 活									貸付・住宅		
		相 談 支 援	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	就 労 支 援	自 立 支 援 給 付	児 童 の 通 所 ・ 入 所	日 中 一 時 支 援	補 装 具 費 の 支 給	日 常 生 活 用 具 の 給 付	お む つ 支 給	生 活 福 祉 資 金 の 貸 付	住 宅 改 善	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	<div style="text-align: center;"> <p>下記のページを参照ください</p> </div>									級 1～6	級 1・2	
	聴 覚										2～6	/	
	平衡機能										3・5	/	
	音声言語 そしゃく機能										3・4	/	
	肢 体 不 自 由										上 肢	1～6	1・2
											下 肢	1～6	1・2
											体 幹	1～5	1・2
内 部	1～4	1～4 の 一 部											
療 育 手 帳	A・B	/											
精神障害者 保健福祉手帳	1～3	/											
対 象 範 囲													
所 得 制 限										有	有		
ペー ジ	27	28	29	30～32	32～33	35	37	38～42	43	45～47	47		



社会参加													参考資料	
自動車免許取得の助成	自動車改造費の助成	駐車禁止の除外指定	身体障がい者等標識	福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券	ゆずりあいパーキング	選挙	音訳CDの貸出し	新聞リーディング	サエリス	電話リレスタ	富山県遠隔通話サービス	手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	移動支援	障害福祉サービス
有	有		級 1~6	級 1・2	下記のページを参照ください									
			2~6	2										
			3・5											
			3・4											
			1~6	1・2										
			1~6	1・2										
			1~5	1・2										
			1~4	1・2										
				A										
				1										
有	有													
48	48	48	49	49	50	51	52	52	52	52	53	54	60~70	

## 身体障害者手帳の交付

身体に一定以上の永続的な障害を有する方で、身体障害者程度等級（1級から6級）に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。

おおむね初診日から6か月以上たった日から申請できます。

（※手帳の色は赤色です。）

### ○申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 診断書・意見書  
（診断書・意見書の様式及び指定医師が定められています。）
- (3) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ※ポラロイド写真不可
- (4) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

### ○障害の種類

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、  
肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能障害）、  
内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）

### ○変更・再交付申請手続

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、写真（1枚）と指定医師の診断書・意見書を添えて申請してください。
居住地、氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に『身体障害者居住地（氏名）変更届』を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要になったときは、写真（1枚）を添えて再交付の申請をしてください。
再認定	手帳の顔写真の下に「再認定」の記載がある方は、再認定日が近づきましたら社会福祉課から再認定の案内を送付します。医療機関を受診し、社会福祉課に顔写真（1枚）と診断書を提出してください。 ※診断の結果、障害に該当しない場合は手帳を返還してください

### ○手帳返還

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき又は死亡された場合は、手帳を社会福祉課に返還してください。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626



## 療育手帳の交付

知的障害の方には、本人又は保護者の申請によって、富山県障害者相談センター（18歳以上の方）又は富山県高岡児童相談所（18歳未満の方）の判定に基づき、療育手帳が交付されます。

（※手帳の色は緑色です。）

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

### ○申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚  
※ポラロイド写真不可  
※判定時に持参でも可
- (3) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※ 18歳以上の方には社会福祉課から、18歳未満の方には児童相談所から、判定を受けていただく日をご連絡します。

### ○障害の程度

- A： 知能指数（IQ）が、おおむね35以下で日常生活に常時介護を要する重度の方
- B： 知能指数（IQ）が、おおむね75以下で上記以外の中・軽度の方

### ○再判定・再交付・変更手続

再判定	次回判定日を過ぎる前に社会福祉課に申請書を提出してください。※再判定年月の前月から申請できます。
居住地、氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に『療育手帳記載事項変更届出書』を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要になったときは、写真（1枚）を添えて再交付の申請をしてください。

### ○手帳返還

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき又は死亡された場合は、手帳を社会福祉課に返還してください。

## 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患(知的障害を除く。)のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して、自立と社会復帰・社会参加のために手帳が交付されます。

ただし、精神疾患による初診から6か月以上経過していることが必要です。

(※手帳の色は青色です。)

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

### ○障害の程度

1級：日常生活が1人ではできない程度

2級：日常生活に困難な面がある程度

3級：日常生活、社会生活上の制約がある程度

※ 障害年金の障害等級(1~3級)に準じています。

### ○申請に必要なもの

#### (1) 医師の診断書により申請する場合

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書  
(診断書部分を医師に記入してもらい申請してください。)
- ・ 顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚 ※ポラロイド写真不可
- ・ マイナンバー(個人番号)がわかるもの

#### (2) 年金証書により申請する場合

(精神障害により障害年金を受給している方に限ります。)

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・ 年金証書又は年金裁定通知書
- ・ 直近の年金支払通知書又は年金振込通知書
- ・ 照会同意書
- ・ 顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚 ※ポラロイド写真不可
- ・ マイナンバー(個人番号)がわかるもの

### ○有効期間

2年間 ※有効期限の3か月前から更新申請ができます。

※手帳の発行には申請してから1~2か月程度かかります。

### ○更新・変更手続

手帳の更新、住所・氏名の変更、紛失・破損による再発行、障害程度の変更、死亡などによる返還は社会福祉課で手続きをしてください。

### 自立支援医療(更生医療)

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜を図るための医療が給付されます。

#### ○対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、手術等により障害が軽減又は除去されると判定された方

#### ○対象医療

角膜手術、外耳形成術、関節形成手術、心臓手術、心臓移植術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法など

※指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

#### ○費用負担

原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。また、入院時の食事療養費及び生活療養費(標準負担額相当)は原則自己負担です。

※負担上限月額:6ページ参照

#### ○申請に必要なもの

手術等の治療を開始する前に、申請し判定を受ける必要があります。

- ・ 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書
- ・ 自立支援医療(更生医療)意見書及び診断書
- ・ 保険証 ※受給者及び同一保険に加入している家族全員分
- ・ 特定疾病療養受療証 ※該当者のみ
- ・ 所得が確認できる書類
- ・ マイナンバー(個人番号)がわかるもの



申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

## 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障害のある児童又は現在の疾病を放置しておくこと将来障害に至ると認められ、手術などの外科的な治療によって確実な治療効果が期待できる児童に対して、障害の軽減若しくは除去に必要な医療が給付されます。

### ○対象医療

角膜手術、外耳形成術、口蓋裂形成術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、肝臓移植手術、中心静脈栄養法、抗HIV療法など

※指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

### ○費用負担

原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。また、入院時の食事療養費及び生活療養費（標準負担額相当）は原則自己負担です。

※負担上限月額：6ページ参照

### ○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- ・ 自立支援医療（育成医療）意見書
- ・ 保険証 ※受給者及び同一保険に加入している家族全員分
- ・ 特定疾病療養受療証 ※該当者のみ
- ・ 所得が確認できる書類
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの



申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

## 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療を受けるために病院や診療所に通院する場合、医療費の公費負担を受けることができます。

精神疾患で医師から通院医療の必要性を認められたときは、本人の居住地の市町村を通じ公費負担の申請をしてください。

### ○費用負担

原則として、医療費の1割が自己負担となります。

ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

### ○有効期間

1年間 ※有効期限の3か月前から再認定申請ができます。

### ○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再開・再認定・変更）
- ・ 自立支援医療（精神通院）診断書
- ・ 委任状の写し
- ・ 保険証 ※受給者及び同一保険に加入している家族全員分
- ・ 所得区分チェックシート
- ・ 調査同意書
- ・ 自立支援医療受給者証の写し ※既にお持ちの方のみ
- ・ 所得が確認できる書類 ※市町村民税非課税世帯の場合必要（障害年金、遺族年金、特別障害給付金などの公的年金、又は特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当などの金額がわかるもの）
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

### 自立支援医療（更生・育成・精神） 負担上限月額

生活保護	市民税非課税 本人収入≤80万	市民税非課税 本人収入>80万	市民税<3.3万 (所得割)	3.3万≤市民税<23.5万 (所得割)	23.5万≤市民税 (所得割)	
一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上	
生保	低1	低2	中間1	中間2	一定以上	
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の 対象外 (医療保険の 負担割合・ 負担限度額)	
			育成医療の経過措置			
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	重度かつ継続	
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円	

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

## 重度心身障がい者等医療費助成

重度心身障がい者等の心身状態の維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費が助成されます。

申請・問合せ  
**社会福祉課**  
 ☎51-6626

		0~64歳	65~69歳	70歳~
身体	1	<b>障害Ⅰ</b> 全額助成	<b>一部負担金還付</b> *1*2 全額助成 *3 (後期高齢者医療該当)	
	2			
	3	<b>市単</b> 全額助成	*1 4級のうち、下肢(4-1、4-3、4-4)、音声・言語、そしゃく機能障害の方は該当 *2 障害年金1、2級により後期高齢者医療に該当する方は、手帳の交付を受けていなくても該当 そのうち現役並み所得者の方は、2割のみ還付 *3 現役並み所得者(3割負担の方)で、3級・4級の一方の方は、2割のみ還付	
	4	無		
	5		<b>障害Ⅱ</b> 一部助成	無
	6		(70歳から74歳の前期高齢者と同程度の負担)	
知的	A	<b>障害Ⅰ</b> 全額助成	<b>一部負担金還付</b> *2 全額助成 (後期高齢者医療該当)	
	B	<b>市単</b> 全額助成	<b>障害Ⅱ</b> 一部助成	無
		(70歳から74歳の前期高齢者と同程度の負担)		
精神	1	<b>障害Ⅰ</b> 全額助成	<b>一部負担金還付</b> *2 全額助成 *4 (後期高齢者医療該当)	
	2	無	*4 現役並み所得者(3割負担の方)で2級の方は、2割のみ還付	

※世帯の合計所得1,000万円以上の方は対象になりません。

### 障害Ⅰ

県内の医療機関の場合は、医療機関の窓口を受給資格証(青色)と健康保険証を提示します。

※ 県外受診の場合は、医療費を一旦支払った後、社会福祉課で還付の手続をします。(領収書、資格証持参)

### 障害Ⅱ

県内の医療機関の場合は、医療機関の窓口を受給資格証(黄色)と健康保険証を提示します。

※ 県外受診の場合は、医療費を一旦支払った後、社会福祉課で還付の手続をします。(領収書、資格証持参)

### 市単・一部負担金還付

医療機関の窓口で医療費を一旦支払った後、社会福祉課で還付の手続をします。  
(領収書、資格証持参)



## 指定難病・特定疾患等医療費助成

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、指定難病・特定疾患等については、医療費の自己負担分の一部又は全部について公費負担を受けることができます。

※ 射水市の重度心身障がい者等医療費助成を受けている方は、厚生センターへ申請の際、その旨を伝えてください。

また、申請から受給資格証が発行されるまでの期間については、重度心身障がい者等医療費助成の受給資格証の使用や償還払いの申請はお待ちください。

## 障がい者の範囲の拡大

平成25年4月から「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：「障害者総合支援法」）になりました。

その中で、障がい者の範囲に難病等の方々が増え、難病患者等で症状の変動などにより身体障害者手帳を取得できないが、一定の障害がある方も、障害の状況に応じて以下のサービスをご利用いただけることになりました。

- ・ 居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所等の介護給付
- ・ 就労継続支援A型事業所等の訓練等給付
- ・ 車椅子、重度障害者用意思伝達装置等の補装具の給付
- ・ 特殊寝台、入浴補助用具等の日常生活用具の給付

### ○対象疾患

強皮症、脊髄小脳変性症などの疾患

※ ただし、40歳以上の方で、介護保険法の適用を受けられる方は、介護保険法による給付又は貸与が優先されます。

### ○申請手続

証明書（特定医療費（指定難病）受給者証又は診断書等）を持参し、社会福祉課に相談してください。



申請・問合せ  
高岡厚生センター  
射水支所  
☎56-2666

問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

持参するもの  
・特定医療費（指定  
難病）受給者証等

### 3 手当と年金

#### 障がい児福祉手当

精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する児童に手当が支給されます。

○対象者 20歳未満で次のすべてに該当する方

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 障害年金等を受給していない方
- (3) 次の障害の方

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額 月額 15,690円（令和6年4月～）

○支給月 2月、5月、8月、11月

○所得制限

障がい者本人又は配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の8月から翌年7月まで支給が停止されます。

- (注) 1 「所得」は収入から必要経費を差し引いたものをいいます。  
2 扶養義務者とは、直系血族・兄弟姉妹で受給資格者の生計を維持している方をいいます。

扶養親族等の人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
6人以上	1人増すごとに 380,000円加算	1人増すごとに 213,000円加算

#### 経過的福祉手当

20歳以上の方で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障がい者手当等を受給できない方に支給されます。

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

## 特別障がい者手当

精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態の方に手当が支給されます。

○対象者 20歳以上で次のすべてに該当する方

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 続けて3か月以上入院していない方
- (3) 次の障害のいずれかに該当すると認定された方
  - ア 下の表1の①～⑦のうち、2つ以上の障害がある方(ただし、①-1と①-2のみでは該当となりません。)
  - イ 下の表1の①～⑦のうち、1つの障害があり、加えて下の表2のうち、2つ以上の障害がある方、または①-1と①-2の障害があり、表2のうち、1つ以上の障害がある方
  - ウ 肢体不自由で表1の③～⑤のうち、1つの障害があり、それが特に重度であるために日常生活が極度に制限される方
  - エ 表1の⑥の障害で、特に絶対安静と診断された方
  - オ 精神障害(知的障害・発達障害を含む)で表1の⑦の障害で日常生活に常時特別の介護を要する方

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

表1

- ①-1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ①-2 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、または自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表2

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢の親指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及びひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したものの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額 月額 28,840円 (令和6年4月～)

○支給月 2月、5月、8月、11月

○所得制限 障がい児福祉手当と同じ制限があります。

## 特別児童扶養手当

申請・問合せ  
こども福祉課  
☎51-6546

20歳未満で身体や精神に重度(別表1級)又は中度(別表2級)以上の障害のある児童を監護している父若しくは母(原則所得が多い方)又は父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対して支給される手当です。

※次の場合は手当を受けることができません。

- (1) 児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- (2) 児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- (3) 児童が児童福祉施設や社会福祉施設等に入所したとき

### ○児童の障害等級(別表)

#### 【1級】

- 1-① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 1-② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、または自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

#### 【2級】

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### ○手当額 (令和6年4月～)

1級(重度)	月額 55,350円
2級(中度)	月額 36,860円

### ○支給月 4月、8月、11月

○所得制限 受給者又は配偶者若しくはその生計を同じくする扶養義務者の前の所得が、一定の額以上の場合は、その年の8月から翌年7月まで支給が停止されます。

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親又は母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母にかわって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

手当を受けることができる方は、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を「監護している母」又は「監護し、かつ生計を同じくしている父」若しくは「父母にかわってその児童を養育している方（養育者）」です。

なお、児童が心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）のある場合には、20歳未満まで手当が受けられます。

ただし、次に該当する場合は支給されません。

### 【手当を受けようとする方が母又は養育者の場合】

- ① 児童や手当を受けようとする方が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が父と生計を同じくしているとき
- ④ 児童が母の配偶者に養育されているとき

### 【手当を受けようとする方が父の場合】

上記①及び②と次の⑤及び⑥の場合は、手当を受けることはできません。

- ⑤ 児童が母と生計を同じくしているとき
- ⑥ 児童が父の配偶者に養育されているとき

### ○手 当 額 (令和6年4月～)

区 分	月額(対象児童が1人の場合)
全部支給	45,500 円
一部支給	45,490 円～10,740円



・ 上記は対象児童が1人の場合の手当額です。児童が2人の場合は、上記金額に最大10,750円の加算、3人以降はさらに 最大6,450円ずつ加算されます。

・ 一部支給額は、請求者本人の所得に応じて決定されます。

### ○支 給 月 1月、3月、5月、7月、9月、11月(奇数月)

○所得制限 請求者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が一定の額以上の場合、その年度(11月から翌年10月まで)の手当の一部又は全部が停止になります。

問合せ

こども福祉課

☎51-6546

## 重度心身障がい者在宅介護手当

在宅で常時介護を要する重度心身障がい者を介護している方に手当が支給されます。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

○対象者 次のすべてに該当する方に支給されます。

(1) 介護者、被介護者共に市内に在住し生計を一にしている方

(2) 被介護者が次のいずれか一つの要件を満たしている方

〔被介護者の要件〕

常時介護を必要とする状態が6か月以上経過している方で

ア 身体障害者手帳1、2級の交付を受け、下の表1において1項目以上全介護に該当し、かつ、2項目以上一部介護又は全介護に該当している方

イ 療育手帳のAの交付を受け、次ページの表2において4項目以上中度又は重度に該当している方

以下の場合、該当しません。

- ・ 施設に入所又は、病院等に3か月を超えて入院しているときは該当しません。
- ・ 要介護4、5の場合は該当しません。

※ 既に申請され、手当を受給されている方についても、上記の場合は、受給権が消滅します。

○手当額 月額 2,500円

○支給月 4月、10月

・ 介護手当は申請をした月の翌月分から対象となります。

・ 6か月分を年2回、指定の口座に振り込みます。

※ 認定当初又は権利が消滅した時は、該当の月分支給します。

表1

項目	自分で可	一部介護 (2項目以上該当)	全介護 (1項目以上該当)
ア 歩行	杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	付添いが手や肩を貸せば歩ける	歩行不可能(ねたきり)
イ 排泄	自分で昼夜とも便所でできる	介助があれば簡易便器でできる	常時おむつを使用している
	自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	夜間はおむつを使用する	
ウ 食事	スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	臥床のまま食べさせなければ食事ができない
エ 入浴	自分で入浴でき、洗える	自分で入浴できるが洗うときだけ介助を要する	自分でできないのですべて介助しなければならない
		浴槽の出入りに介助を要する	特殊浴槽を利用している 清拭を行っている
オ 着脱衣	自分で着脱ができる	手を貸せば着脱ができる	自分でできないのですべて介助しなければならない
カ 臥床	ほとんど床についていない	ときどき床から離れる	常時床についている
キ 寝返り	自分でできる	介助があればできる	全くできない
ク 座位	自分でできる	起こせば座っていることができる	全くできない

表2

項目	軽度	中度 (4項目以上該当)	
		中度	重度
ア 放浪・多動 (放浪し又は片時も目を離せないくらい動き回る。)	ない	まれにある	よくある
イ 攻撃的行為 (気分の変化が激しく、自分、他人、物に危害を加える。)	ない	まれにある	よくある
ウ 固執性 (特定のものに強い関心を示し、周囲に関心を示さない。)	ない	まれにある	よくある
エ 異食 (食物でないものを食べる。)	ない	まれにある	よくある
オ 食事	自分でできる	介助でできる	できない(全介助)
カ 入浴	自分でできる	介助でできる	できない(全介助)
キ 着替え	自分でできる	介助でできる	できない(全介助)
ク 排せつ	自分でできる	まれに失禁する	ときどき失禁する
ケ 刃物・火の危険	わかる	少しわかる	わからない
コ 戸外の危険 (交通事故等から身を守る。)	わかる	少しわかる	わからない
サ 家族との会話	わかる	少しわかる	わからない



## 心身障がい者(児)福祉金

心身障がい者又は心身障がい児の生活を激励し、福祉の増進を図るために支給されます。

### ○対象者

- (1) 各障がい者手帳をお持ちで、下記のいずれかの等級に該当する方  
身体障がい者1級～4級、療育A・B、精神障がい者1級～3級
- (2) 手帳を取得されてから、射水市に1年以上居住している障がい者(児)の方

※ただし、次の方は対象になりません。

- ・ 市町村民税課税の方
- ・ 指定障がい者支援施設に入所した方
- ・ 世帯の合計所得1,000万円以上の方
- ・ 新規手帳交付の時点で65歳以上の方

既に申請され、手当を受給されている方についても、上記に該当された場合、支給が停止となります。

### ○支給額

	身体1級 身体2級 療育A 精神1級	身体3級 療育B 精神2級	身体4級 精神3級
(月額)	2,000円	1,500円	1,100円

### ○支給月 3月、9月

- ・ 福祉金は申請をした日の属する月の翌月分から対象となります。
- ・ 6か月分を年2回、指定の口座に振り込みます。
- ※ 認定当初又は権利が消滅した時は、該当の月分を支給します。

## 心身障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

○対象者 次のいずれかに該当する障がい者の保護者が加入できます。

- (1) 知的障がい者
- (2) 身体障害者手帳1級～3級の方
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方で、(1)、(2)に準ずる方

例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

加入時の年齢	～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳
掛金(月額)	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円
年金額	1口加入 月額 20,000円				2口加入 月額 40,000円		
弔慰金	障がい者が死亡した場合、加入者である保護者に支給されます。						
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護世帯、市民税非課税世帯は、掛金が減免されます。</li> <li>○掛金は税法上所得から控除(小規模企業共済等掛金控除)されます。</li> <li>○年金・弔慰金は非課税です。</li> </ul>						

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626



## 障害基礎年金(国民年金)

障がい者の所得保障を目的としている制度です。支給要件を満たし、国民年金法で定める障害等級1級若しくは2級に該当する方に支給されます。

※身体障害者手帳の等級と国民年金法の等級は異なります。

### ○要件

- (1) 初診日において国民年金に加入しているか又は60歳以上65歳未満で初診日に日本国内に住所があり、老齢基礎年金の繰上支給を受けていないこと。
- (2) 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
  - ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
  - ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- (3) 障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日)において国民年金法に定める1級、2級に該当するか、障害認定日以降に症状が悪化し、障害等級に該当するようになった方。

※ 20歳前に初診日のある方は、障害認定日(20歳到達日)に該当するか、それ以降に症状が悪化し、障害等級に該当するようになった方に支給されます。

この場合、(1)(2)の要件を満たす必要はありません(ただし所得制限あり)。

### ○年金額(令和5年度実績)

年金法1級 年額 993,750円

年金法2級 年額 795,000円

※ 年金額は毎年、見直しが行われます。令和6年度の年金額については、市ホームページ、広報にてお知らせします。

18歳到達年度末までにある子、障害の状態にある20歳未満の子がある時は、年金額に加算があります。

※ 障害基礎年金を受給されている対象者には、「障害年金生活者支援給付金」が支給されます。

### ○給付額

年金法1級 月額 6,425円

年金法2級 月額 5,140円

問合せ

保険年金課

国保・年金係

☎51-6628

## 障害厚生年金

障がい者の所得保障を目的としている制度です。支給要件を満たし、国民年金法で定める障害等級1級若しくは2級、厚生年金法で定める障害等級3級に該当する方に支給されます。

### ○要件

- (1) 初診日において、厚生年金の被保険者であること。
- (2) 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。
- (3) 障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日)において国民年金法に定める1級、2級若しくは厚生年金法に定める3級に該当するか、障害認定日以降に症状が悪化し、障害等級に該当するようになった方。

### ○年金額(令和5年度実績)

年金法1級 報酬比例の年金額 × 1.25 + 障害基礎年金(993,750円)

年金法2級 報酬比例の年金額 + 障害基礎年金(795,000円)

年金法3級 報酬比例の年金額

※ 年金額は毎年、見直しが行われます。令和6年度の年金額については、市ホームページ、広報にてお知らせします。

1, 2級に該当する方で、18歳到達年度末までにある子、障害の状態にある20歳未満の子がある時は年金額に加算があり、配偶者がいる時は、年金額に加給金が増加されます。

※ 他に障害手当金(一時金)の制度があります。  
詳しくは、高岡年金事務所にお問い合わせください。

## 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

## NASVA被害者援護制度

自動車事故対策機構(NASVA)では、自動車事故被害者及びそのご家族に対して、様々な援護サービスを行っています。

また、交通事故に関する相談窓口の紹介をしています「NASVA交通事故被害者ホットライン」もご利用ください。

問合せ

高岡年金事務所

☎21-4180

→ダイヤル後、音声

案内が流れますので、

①番→②番を押してください。

担当課につながります。

問合せ

高岡年金事務所

☎21-4180

→ダイヤル後、音声

案内が流れますので、

①番→②番を押してください。

担当課につながります。

問合せ

NASVA交通事故  
被害者ホットライン

☎0570-000738

(ナビダイヤル)

## 4 税の減免

### 所得税、市・県民税

#### ① 障がい者本人の特例

障害の等級により、下記の金額が所得控除(障害者控除)されます。また、前年の合計所得金額が135万円以下の方は市・県民税が非課税となります。

区 分		所 得 税	市・県民税
障がい者	身体障害者手帳 3~6級	27万円	26万円
	療育手帳 B		
	精神障害者保健福祉手帳 2・3級		
特 別 障がい者	身体障害者手帳 1・2級	40万円	30万円
	療育手帳 A		
	精神障害者保健福祉手帳 1級		

#### ② 障がい者を扶養している方の特例

配偶者控除、扶養控除の対象となる親族等が障がい者である場合は、下記の金額が所得控除(障害者控除)されます。

区 分		所 得 税	市・県民税
障がい者	身体障害者手帳 3~6級	27万円	26万円
	療育手帳 B		
	精神障害者保健福祉手帳 2・3級		
特 別 障がい者	身体障害者手帳 1・2級	非同居	30万円
		療育手帳 A	30万円
	精神障害者保健福祉手帳 1級	同居	53万円
		療育手帳 A	53万円

### マル優・特別マル優

障がい者、遺族年金などを受けている妻、児童扶養手当を受ける母が預貯金、公債を一定の手続により預入又は購入された場合は、元本又は額面 700 万円(預貯金 350 万円、公債 350 万円)を限度として、利子等が非課税となります。

### 関税の免除

身体障がい者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善等のために寄贈された給与品及び社会福祉施設等に寄贈された物品の輸入については、関税が免除されるものがあります。

問合せ

課税課 市民税係

☎51-6618

所得税について

高岡税務署

(国税相談専用ダイヤル)

☎0570-00-5901

※ナビダイヤルにつながらない場合は、代表電話番号(21-2501)におかけいただき、自動音声案内で「1」を選択してください。



問合せ

高岡税務署

(国税相談専用ダイヤル)

☎0570-00-5901

※ナビダイヤルにつながらない場合は、代表電話番号(21-2501)におかけいただき、自動音声案内で「1」を選択してください。

※手続は各金融機関、証券会社等

問合せ

伏木税関支署

☎44-0163

## 事業税の減免と課税対象外

身体障がい者本人又は特別障がい者を扶養している方の個人事業税については、下記の区分に応じて申請により減免または課税対象外になります。

減	身体障がい者	事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を減免します。	314万円以下のもの	12,000円
			314万円を超え、332万円以下のもの	10,000円
			332万円を超え、350万円以下のもの	9,000円
免	特別障がい者	特別障がい者又は扶養している特別障がい者1人につき、下記の金額を上限として減免します。ただし、事業所得が、1,000万円を超える場合は減免となりません。		
		区分	減免上限額	
		税率が5%	40,000円	
		税率が4%	32,000円	
		税率が3%	24,000円	
課税対象外	両眼の視力が0.06以下の視力障がい者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業			

## 相続税の軽減

財産の相続を受ける方の障害の程度、年齢に応じて相続税が軽減されます。

区分	軽減される税額
障がい者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円
特別障がい者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 20万円

(注) 平成26年12月31日以前に相続開始の場合は、上記10万円が6万円に、上記20万円が12万円になります。

## 贈与税の非課税

特定障がい者を受給者とする「特定障がい者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産を信託銀行等に信託したときは、その信託受益権の価額のうち、6,000万円(特別障がい者以外の者は3,000万円)まで非課税となります。

(注) 特定障がい者とは、特別障がい者及び(障がい者のうち)精神に障がいのある方をいいます。

問合せ

総合県税事務所

☎076-444-4506

問合せ

高岡税務署

(国税相談専用ダイヤル)

☎0570-00-5901

※ナビダイヤルにつながらない場合は、代表電話番号(21-2501)におかけいただき、自動音声案内で「1」を選択してください。

問合せ

高岡税務署

(国税相談専用ダイヤル)

☎0570-00-5901

※ナビダイヤルにつながらない場合は、代表電話番号(21-2501)におかけいただき、自動音声案内で「1」を選択してください。

※手続きは各信託銀行

## 自動車税(種別割・環境性能割)、 軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免 ※

次のいずれかの要件が満たされた場合、申請により自動車に関する税金が減免になります。詳しくは、自動車税センター又は課税課市民税係までお問い合わせください。

1 下の表の区分に該当し、次の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかの要件を満たす場合

- (1) 障がい者が所有する自動車で、障がい者本人が運転する場合
- (2) 障がい者が所有する自動車で、障がい者と生計を一にする方が障がい者の通院、通学等のために運転する場合
- (3) 障がい者が所有する自動車で、単身又は障がい者のみの世帯で生活する障がい者を常時介護する方が障がい者の通院、通学等のために運転する場合
- (4) 知的障がい者、精神障がい者又は18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が自動車を所有し、障がい者の通院、通学等のために運転する場合

### <減免の範囲>

障害区分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は障がい者を常時介護する者が運転する場合	
身体障がい者	視覚	1級～5級		
	聴覚	2級及び3級		
	平衡機能	3級及び5級		
	音声・言語機能	3級		
	上肢	1級及び2級		
	下肢		1級～6級	1級～3級
		幹	1級～3級及び5級	1級～3級
	運動機能	上肢	1級及び2級	
		移動	1級～6級	1級～3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸	1級及び3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓	1級～3級			
知的障がい者	療育手帳A、またはBのうち未就学児童			
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級			

(等級については、71ページ～74ページ参照)

### 2 減免対象自動車

- (1) 車検証に事業用と記載されているもの又はリース車は、減免の対象になりません。
- (2) 障がい者1人につき、自動車もしくは軽自動車のどちらか1台に限ります。

### 3 減免上限額

自動車税種別割 43,500円(令和元年9月30日以前に新車新規登録した自動車については、45,000円を上限額とします。)

自動車税環境性能割 減免上限額 = 取得価格300万円 × 税率  
(税率は、自動車の燃費性能に応じて自動車は0～3%、軽自動車は0～2%です。)

\*新たに取得する自動車で減免申請する場合は、自動車登録時までに減免申請しないと、自動車税環境性能割は減免になりませんのでご注意ください。

\*軽自動車税環境性能割は、当分の間は、富山県が賦課徴収を行います。

(令和6年4月現在)

※令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され、自動車税、軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。これまでの自動車税は「自動車税(種別割)」に、軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

問合せ

自動車税は

**自動車税センター**

☎076-424-9211

→ガイダンスの2番を選択してください。

軽自動車税は

**課税課 市民税係**

☎51-6618

## 5 公共料金等の軽減

### JR、私鉄（電車・バス）

#### 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方

次の区分に応じて運賃が割引になります。

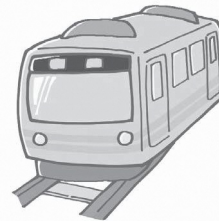
乗車券発行所において手帳を提示して乗車券を購入してください。ただし、私鉄のワンマン電車・バスは運賃を支払うとき乗務員に手帳を提示してください。

区 分	第 1 種（療育A）	第 2 種（療育B）
あいの風 とやま鉄道	本人及び本人と介護者共に乗車	本人のみ
	普通乗車券、回数券、定期券 50%割引	
J R	本人と介護者共に乗車 (本人単独の場合第2種扱い)	本人のみ (片道100kmを超える区間のみ)
	普通乗車券、回数券、定期券、急行券 50%割引	普通乗車券 50%割引
加越能バス 富山地方鉄道 万葉線	本人及び本人と介護者共に乗車	本人のみ
	普通乗車券 50%割引 (定期券、回数券割引については、各社にお問い合わせください。)	
射水市 コミュニティバス	本人 … 1回乗車 200円が100円 1日乗車券 300円が150円 定期券 1か月4,000円が3,000円になります。 付添い1名 … 無料	

※ 「第1種」又は「第2種」は、各手帳に記載されています。

※ グリーン券、特急券、小児定期券は割引されません。

※ 12歳未満の割引については、各社にお問い合わせください。



#### ジパング倶楽部

身体障害者協会の会員の方は、JRの鉄道・航路を片道又は往復で201km以上のご利用時に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券・急行券・グリーン券・座席指定券が割引購入できます。

#### ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている男性満60歳以上、女性満55歳以上で、身体障害者協会に加入した会員が対象となります。（第1種の方は介護者も同様の割引を受けられます。）

#### ○入会方法

射水市心身障害者連合会・射水市身体障害者協会に、年会費1,400円及び協会非会員の方におかれましては協会費1,300円も添えて申請頂ければ、必要事項をお伺いして手続きをいたします。（新規加入の方は身体障害者手帳のコピーをお持ちください。）約1か月でお手元にジパング手帳が届きます。

※詳細については各社にお問い合わせください。

問合せ

あいの風とやま鉄道(株)

☎076-444-1300

JR各駅

加越能バス(株)

☎21-0950

富山地方鉄道(株)

☎076-432-3456

万葉線(株)

☎25-4139

射水市コミュニティバス

(生活安全課)

☎51-6623

射水市心身障害者連

合会 及び 射水市身

体障害者協会

☎84-3140

## 精神障害者保健福祉手帳(顔写真付き)の交付を受けた方

次の区分に応じて運賃が割引になります。

乗車券発行所において手帳を提示して乗車券を購入してください。ただし、私鉄のワンマン電車・バスは運賃を支払うとき乗務員に手帳を提示してください。

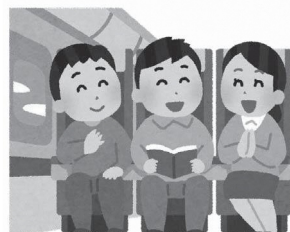
区 分	1 級	2級・3級
あいの風 とやま鉄道	本人及び本人と介護者共に乗車	本人のみ
	普通乗車券、回数券、定期券 50%割引	
加越能バス 富山地方鉄道 万葉線	本人及び本人と介護者共に乗車	本人のみ
	普通乗車券 50%割引 (定期券、回数券割引については、各社にお問い合わせください。)	
射水市 コミュニティバス	本人 … 1回乗車 200 円が 100 円 1日乗車券 300 円が 150 円 定期券 1か月 4,000 円が 3,000 円 になります。 付添い1名 … 無料	



### 国内航空

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が国内航空会社の国内線を利用される場合、航空運賃が割引になります。搭乗券を購入されるときに手帳を提示してください。

割引対象者や割引率、介護者の割引は、航空会社及び路線によって異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。



### 保育料の負担軽減

在宅障がい児(者)の方が保育園等に通園中の児童と同居(世帯分離除く)している世帯の保育料は、児童の保護者(父・母)の市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満の場合、無料になります。

この保育料の負担軽減を受けるには、市内保育園等又は子育て支援課に申請が必要です。

また、既に負担軽減を受けている世帯で障がい児(者)と別居した場合や障害者手帳の返還などで資格を喪失された場合にも届出が必要です。

**対象者:**身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者  
特別児童扶養手当の支給対象児  
国民年金の障害基礎年金等の受給者

※詳細については各社  
にお問い合わせください。

問合せ  
航空券発売所

問合せ  
子育て支援課  
☎51-6629

## 有料道路通行料金

障がい者の自立と、社会生活への参加を支援するために、有料道路通行料金の割引が適用されます。また自動車を登録することで、ETCノンストップ走行時も割引が適用されます。有料道路を利用される前に、社会福祉課またはオンライン申請受付サイト(<http://expressway-discount.jp>)で申請をしてください。

※ オンライン申請は、マイナンバーカードの用意と「マイナポータル」への登録が必要です。また市役所への来庁は不要です。

### ○対象となる障がい者の範囲

- (1) 身体障がい者が自ら運転する場合(本人運転)
- (2) 重度障がい者(身体障害者手帳第1種又は療育手帳A所持者)を乗せて、介護者が運転する場合(介護運転)

### ○対象となる自動車の範囲

乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車(8ナンバー)、二輪自動車で下記の条件に当てはまるもの(事業所用のものは除く)

#### 【自動車を登録する場合】

- (1) 身体障がい者又は障がい者本人の親族等が所有するもの
- (2) 重度障がい者の場合で、(1)の方が自動車を所有しない場合は、障がい者を常時介護している方が所有するもの

※ 車検証の所有者名が個人名義でないものは登録できません。なお、「割賦購入(ローン)又は長期リース」により、自動車を使用している場合は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。

※ 障がい者1人につき1台限り登録できます。

#### 【自動車を登録しない場合・登録した自動車以外で有料道路を利用する場合】

上記(1)、(2)に加えて

- (3) レンタカー、借用自動車
  - (4) タクシー(介護タクシー含む)、福祉有償運送車両
- ※ 登録していない自動車で割引を利用する場合は、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで障がい者手帳を提示してください。(ETC専用レーンやスマートインターチェンジでは利用できません。)

※ 本人運転の方は、(4)で割引を受けることができません。

### ○割引率

50パーセント

### ○有効期間

2年間 ※ 割引有効期限の2か月前から更新申請ができます。

## タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、タクシー運賃が10パーセント割引になります。乗車時に手帳を提示してください。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

有料道路 ETC 割引  
登録係

☎045-477-1233

オンライン申請

受付サイト QR コード



持参するもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳 A
- ・運転免許証  
(本人運転の場合)

【自動車を登録する場合】

- ・車検証(所有者の欄が個人名義のもの)
- ・ETCカード(障がい者本人名義のカードが必要。未成年の重度障がい者を除く。)
- ・ETC車載器セットアップ証明書又は申込書

問合せ

富山県タクシー協会

☎076-423-0622



## NHK放送受信料

次の方は、受信料が減免されます。

減免区分	障害種別・等級	条件
全額免除	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方が属する世帯の構成員全員が、市町村民税非課税である場合
半額免除	身体障害者手帳 ・聴覚障害 ・視覚障害 ・1級又は2級の障害 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	左記の手帳をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

※ 既に減免を受けておられる方についても、年度毎に条件の確認を行っており、減免が廃止となる場合があります。

※ 免除は、原則、免除申請書がNHKに到着した日の属する月から適用になります。

## 公営施設入場料

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、次の施設の入場料及び使用料が減免されます。入場等の際に手帳を提示してください。

### <市立施設>

施設名	対象者	減免内容	電話番号
射水市新湊博物館	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 を所持する方	観覧料半額減免 (付添者1名無料)	83-0800
射水市大島絵本館		入館料全額免除 (付添者1名無料)	52-6780
射水市陶房「匠の里」		施設使用料半額減免 (付添者1名無料)	54-1201
海竜スポーツランド		個人使用料半額減免 (付添者1名無料)	86-8310
射水市体育施設		個人使用料半額減免 (付添者1名無料)	82-8277 (新湊総合 体育館)他

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

問合せ

NHK 富山放送局営業部

☎076-444-6640

午前 10:00~午後5:00

※体育施設のトレーニング施設使用料についても身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示により減免となる場合があります。

詳しくは各体育施設にお問合せください。

<県立施設(主なもの)>

施設名	対象者	減免内容	電話番号	
富山県美術館	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 を所持する方 及び付添者	観覧料 全額免除	076-431-2711	
立山博物館			076-481-1216	
立山カルデラ砂防博物館			076-481-1160	
中央植物園		入園料 全額免除	076-466-4187	
県民会館分館 (内山邸・金岡邸)		見学料 全額免除	内山邸 076-432-4567 金岡邸 076-433-1684	
水墨美術館		観覧料 全額免除	076-431-3719	
高志の国文学館			076-431-5492	
国際健康プラザ (健康スタジアム)		身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 を所持する方	利用料金 全額免除	076-428-0809
富山県総合運動公園 (陸上競技場(練習)、 屋内グラウンド(専用以外))				076-429-8835
富山県五福公園 (陸上競技場(練習))				076-432-5073
富山県空港スポーツ緑地公 園(陸上競技場(練習))	076-429-7129			
県民公園太閤山ランド (プール広場)	56-6116			
富山県総合体育センター	076-429-5455			
富山県西部体育センター	0763-33-3412			
富山県高岡総合プール	28-1166			
県営富山弓道場	076-434-3873			
県営富山武道館	076-431-0170			
県営高岡武道場	24-1438			
富山県漕艇場	076-485-2104			
富山県上市カヌー競技 場	076-473-3223			
富山県福光射撃場	0763-55-1938			
富山県ゴルフ練習場 (シティゴルフとやま)	貸出料(ボール) 半額			076-444-5090

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。

## 電話番号の無料案内（ふれあい案内）

次の方は、申請により電話番号案内が無料になります。（事前登録が必要です。）

- ・ 視覚障がい者 1～6級
- ・ 肢体不自由 1、2級  
（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・ 聴覚障害 2～4、6級
- ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3、4級
- ・ 療育手帳の交付を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

## 携帯電話の通話料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は、本人名義の携帯電話の通話料が割引になります。携帯電話各社によって割引制度が違いますので、直接お問い合わせください。

## 福祉機器のご利用

身体や耳の不自由な方、ひとり暮らしの老人の方等に使いやすい電話機や通報装置等のレンタルや販売をしています。

## 郵便

### ○郵便物及び小包

下記には割引があります。詳しくは、郵便局にお問い合わせください。

- ・ 心身障がい者団体発行の第三種郵便物
- ・ 点字郵便物
- ・ 点字ゆうパック
- ・ 聴覚障がい者用ゆうパック
- ・ 心身障がい者用ゆうメール

### ○青い鳥郵便葉書

身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)の方は、申請により1人につき20枚の官製はがきが配布されます。

[受付期間] 毎年4月～5月

### ○点字不在配達通知カード

配達の際に、受取人が不在の場合、「点字不在配達通知カード」を差し入れてお知らせします。

希望される方は受持ちの集配郵便局まで連絡してください。

### ○国際郵便サービス

点字の書状等は無料で送ることができます。

問合せ

NTT西日本

専用フリーダイヤル

☎0120-104174

FAX

0120-104134

問合せ

携帯電話会社

問合せ

NTT西日本

☎116

（携帯電話からは

0800-2000116）

問合せ

最寄りの郵便局

持参するもの

・身体障害者手帳又は  
療育手帳

## 相談支援

障害がある方やその家族が、日常生活やサービス利用等について聞きたいことや困っていることがある場合の相談窓口です。

一緒に考え、支援するサービスの調整を図ります。

### ○相談支援機関

名称	郵便番号・所在地	電話番号	対象
富山県障害者相談センター	931-8443 富山市下飯野 36	TEL 076-438-5560 FAX 076-438-5585	身体 知的
富山県高岡児童相談所	933-0806 高岡市赤祖父172-1	0766-21-2124	知的
富山県心の健康センター	939-8222 富山市蜷川459-1	076-428-1511	精神
富山県高岡厚生センター 射水支所	939-0351 射水市戸破 1875-1	0766-56-2666	精神 難病
富山県難病相談・支援センター	930-0094 富山市安住町 5-21 サンシップとやま5階	076-432-6577	難病
(福)富山県視覚障害者協会 富山県視覚障害者福祉センター (とやまライトセンター)	930-0077 富山市磯部町 3 丁目 8-8	076-425-6761	視覚
(福)富山県聴覚障害者協会 富山県聴覚障害者センター	930-0806 富山市木場町2-21	TEL 076-441-7331 FAX 076-441-7305	聴覚

### ○富山県発達障害者支援センター

自閉症等の発達障害がある方やその家族に対する専門的な相談支援や発達支援等を総合的に行うところです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
「ほっぷ」	931-8517	富山市下飯野 36	076-438-8415



## ○富山県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援や医療、福祉、就労等の支援を総合的に行うところです。

※ 高次脳機能障害は、外傷や病気などで脳が損傷を受けたことで起こる症状（注意力、記憶力の低下等）です。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
高次脳機能障害支援センター	931-8517	富山市下飯野 36 富山県リハビリテーション病院 ・こども支援センター内	076-438-2233 ※予約制

## 地域活動支援センター

地域の総合相談窓口として、相談支援を実施しています。

また、障害のある方やその家族が集い、創作的活動や生産活動を通じて、社会との交流を図り自立を支援するところです。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
あいネットいみず	933-0252	射水市七美 727	86-8522	86-8530
ふらっと	939-0361	射水市太閤町 4	56-6661	56-6667
つどい	939-0341	射水市三ヶ 3721-8	55-4110	54-5616
むげん	939-0245	射水市棚田 59	52-1737	52-1739

## ○利用手続

地域生活支援事業（地域活動支援センター）利用申請書を社会福祉課に提出してください。

※ 射水市内の地域活動支援センターでも申請することができます。

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証等

## 就労支援

就労を目指す障がい者を対象に、相談や就職準備を整えるための作業支援、講習等を行っています。

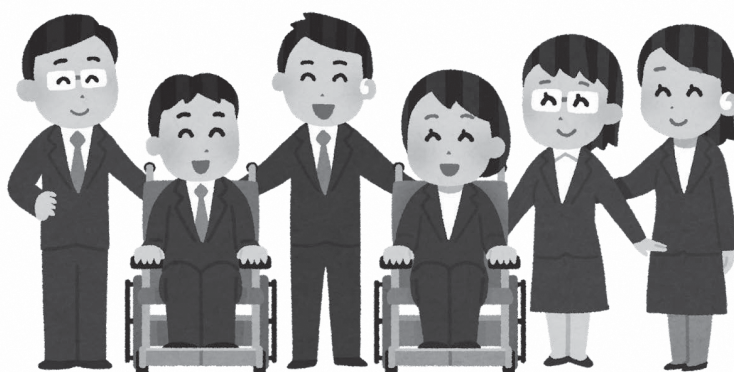
名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル7階	076-413-5515	076-413-5516

相談や職場訪問等により、就労に伴う支援を行っています。また、職業準備訓練や職場実習の斡旋もしています。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
高岡障害者就業・生活支援センター	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	26-4566	26-4567

障がい者の相談窓口を設置し、仕事を探している方への相談、紹介などを行っています。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
高岡公共職業安定所	933-0902	高岡市向野 3-43-4	21-1515	26-0612
射水市地域職業相談室 (ワークセンター射水)	934-0048	射水市布目1 射水市役所布目庁舎別館1階	82-1911	82-1912

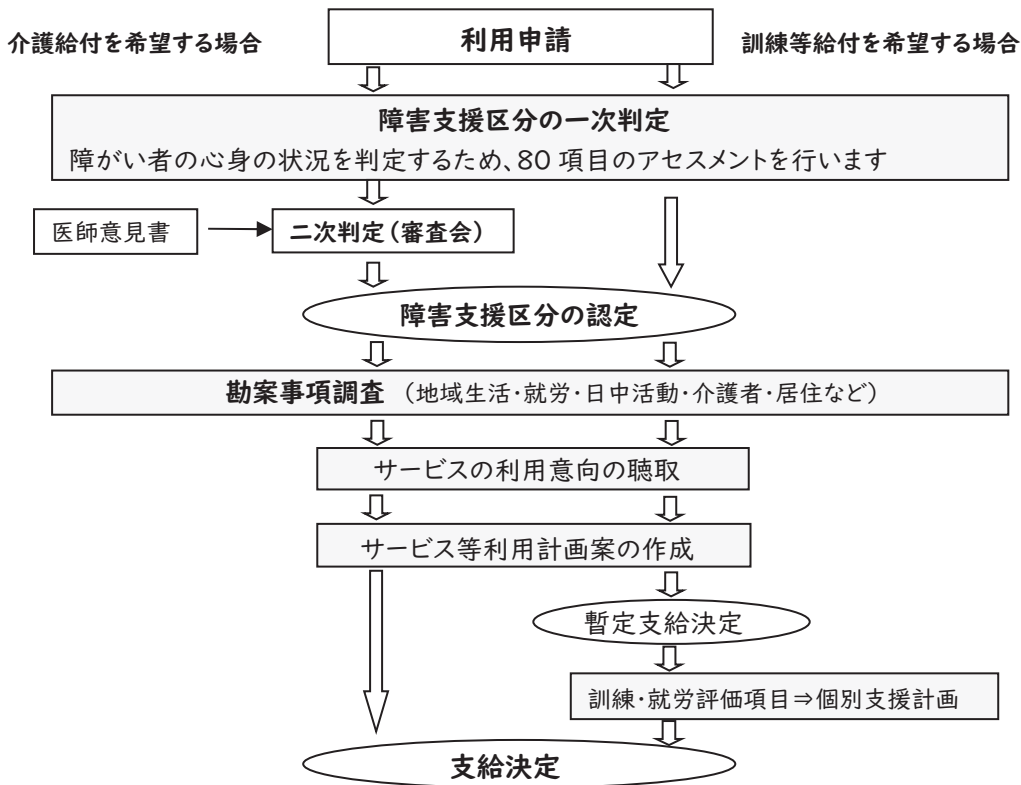


## 自立支援給付（介護給付）

障害者総合支援法により、在宅での生活を支援するサービスがあります。サービスを受ける場合は、自立支援給付の申請が必要です。ただし、介護保険対象者は、基本的に介護保険の在宅介護サービスの利用を優先します。

### <支給決定について>

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。



### ○利用手続

- ・ 社会福祉課に自立支援給付及び計画相談支援給付の支給申請をします。
- ・ 障害支援区分の認定を受けます。
- ・ 市で支給決定された受給者証を持って、利用したいサービス事業所及び相談支援事業所と契約します。
- ・ サービス利用後、利用者負担額を事業所に支払います。

### ○費用負担

1割の定率負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限が設定されます。

### 【居宅介護（ホームヘルプサービス）】（身体介護、家事援助）

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

### 【重度訪問介護】

常時介護を要する障がい者に入浴、排泄、外出等生活全般にわたる援助を行います。

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証等

・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

### 【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する方の移動の支援を行います。

### 【行動援護】

判断能力に障害がある人に危険回避に必要な支援、外出支援を行います。

### 【生活介護】

常に介護を必要とする人に昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### 【短期入所(ショートステイ)】

障がい者(児)が、障がい者の介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に保護が必要な場合、短期入所事業所において必要な保護を行います。

### 【療養介護】※医療機関への入院とあわせて実施

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、看護、介護を行います。

### 【施設入所支援】

施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

## 自立支援給付(訓練等給付)

障害者総合支援法により、施設に入所又は通所して治療、訓練又は介護を受ける訓練のサービスには下記のものがあります。サービスを受ける場合は、自立支援給付の申請が必要です。

#### ○利用手続(自立支援給付の枠組み:30ページ参照)

- ・ 社会福祉課に訓練等給付及び計画相談支援給付の支給申請をします。
- ・ 市で支給決定された受給者証を持って、利用したいサービス事業所及び相談支援事業所と契約します。
- ・ サービス利用後、利用者負担額を事業所に支払います。

#### ○費用負担

1割の定率負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限が設定されます。

### 【自立訓練】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(機能訓練:標準18か月 ・ 生活訓練:標準24か月)

### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(標準24か月以内)

### 【就労継続支援】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型(雇成型) ・ B型(非雇成型)

### 【共同生活援助(グループホーム)】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

問合せ

社会福祉課

☎51-6626



### 【就労定着支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所、家族との連絡調整等の支援を行います。

### 【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助から一人暮らしを希望する人に、定期的な巡回訪問等により地域生活に向けた支援を行います。

## 自立支援給付（地域相談支援）

### 【地域移行支援】（最長6か月）

障害者支援施設に長期入所されている方や精神科病院に長期入院されている方に対して、地域での生活ができるようにするための相談や必要な支援をします。

### 【地域定着支援】（おおむね1年）

居宅にて単身生活をしている障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急事態等の相談や支援をします。

## 自立支援給付（計画相談支援）

障害福祉サービス利用申請時に相談支援事業所の相談支援専門員がサービス事業者等との連絡調整を行い、障がい者と家族の意向、状況等を勘案しサービス利用計画書を作成します。

## 児童の通所給付

### ○利用手続

- ・ 社会福祉課に児童通所給付及び児童相談支援給付の支給申請をします。
- ・ 市で支給決定された受給者証を持って、利用したい児童通所支援事業所及び児童相談支援事業所と契約します。
- ・ サービス利用後、利用者負担額を事業所に支払います。

### ○費用負担

1割の定率負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限が設定されます。

### 【児童発達支援】

未就学の療育が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

また、肢体不自由がある児童に、医学的な管理の下で、理学療法等の機能訓練や日常生活の訓練などを行います。

### 【放課後等デイサービス】

就学している療育が必要な児童に、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援等を行います。

### 【保育所等訪問支援】

保育所等に通う療育が必要な児童に、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### 【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害等により外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

## 児童相談支援

児童通所等サービス利用申請時に相談支援事業所の相談支援専門員が、サービス事業者等との連絡調整を行い、児童と家族の意向、状況等を勘案しサービス利用計画書を作成します。

## 児童の入所給付

### ○利用手続

- ・ 高岡児童相談所に児童入所給付の支給申請をします。一度、社会福祉課にご相談ください。
- ・ 県で支給決定された受給者証を持って、利用したい施設と契約します。
- ・ サービス利用後、利用者負担額を施設に支払います。

### ○費用負担

1割の定率負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限が設定されます。

### 【福祉型障がい児入所施設】

身体、知的、精神（発達障害を含む）に障害のある児童が入所し、日常生活に必要な知識・技能を習得する施設です。

### 【医療型障がい児入所施設・指定発達支援医療機関】

肢体不自由児、知的障がい児、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している重症心身障がい児が入所し、医療的な治療、日常生活上の指導などを受ける施設・医療機関です。

## 障害者総合支援法の自立支援給付と介護保険制度の適用関係

介護保険法の規定による保険給付（介護給付、予防給付及び市町村特別給付）は、自立支援給付に優先されます。

65歳以上で障害のある方（又は40歳以上65歳未満で特定疾病※に該当する障がい者）が在宅介護サービスの利用を希望される場合に、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがあるときは、基本的には、要介護認定等の申請を行い、介護保険サービスを優先して受けることになります。

### ※特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群）
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

## 日中一時支援

心身障がい児・者を在宅で介護している方が、都合により日中の一時的な時間に介護をできなくなったとき、下記の施設でお預かりします。

### ○利用手続

- ・地域生活支援事業(日中一時支援事業)利用申請書を社会福祉課に提出してください。
- ・市で支給決定された受給者証を持って、事業所(市の登録事業所)と契約し、サービスを利用します。

### ○費用負担

1 割負担(利用者の障害支援区分、利用時間等により異なります)

※ 世帯の所得により、負担額が軽減されます。

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
いみず苑ひびき愛	射水市七美727	86-1126	86-1136
いちにのさんぽ練合	射水市海老江練合570	86-8655	86-8658
片ロデイサービスわが家	射水市片口 828	86-6686	86-6684
イヤサー新湊	射水市放生津町 9-24 リアン放生津 1階	84-2183	84-2183
いちにのさんぽデイサービス	射水市本江後新 102	86-0685	86-5685
ふらっと	射水市太閤町4	56-6661	56-6667
ケアサークルひばり	射水市戸破 4466-2	55-8772	55-8773
デイサービスわしづか	射水市鷲塚 558	55-2083	55-2082
うたのこ	射水市黒河820	73-2656	73-2657
富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	富山市下飯野36	076- 438-2233	076- 438-3295
ゆりの木の里	富山市五福 474-2	076- 433-4500	076- 433-4527
高志ライフケアホーム	富山市下飯野36	076- 438-6019	076- 438-6069
ショートステイ ふるさとのあかり	富山市四方荒屋3223	076- 435-6511	076- 435-6512
独立行政法人国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	076- 469-2135	076- 469-5616
デイサービス このゆびとーまれ茶屋	富山市茶屋町441-3	076- 427-0720	076- 427-0723
カラフル富山	富山市鹿島町二丁目 2-9	076- 425-5151	076- 471-7455
デイケアハウス手をつなごう	高岡市本丸町13-18	21-0976	21-0966
新生苑さくら通り	高岡市麻生谷3796	31-1820	31-1886
ファミリーサポートハウス わか木	高岡市波岡 61-1	23-9080	23-9087
こもれびの里	氷見市鞍川 1855	74-3001	74-3101
にいかわ苑障害者日中一時 支援センターあつま〜れ	入善町横山 78-1	0765- 74-2520	0765- 74-2502
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	0763- 37-0157	0763- 37-1522

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

・身体障害者手帳、療  
育手帳、精神障害者保  
健福祉手帳又は特定医  
療費(指定難病)受給者  
証等

・マイナンバー(個人番  
号)がわかるもの

## 訪問入浴サービス

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の心身障がい児・者を居宅において訪問入浴車両により入浴サービスを受けることができます。

### ○対象者

[障がい者(18歳以上)]

身体障害者手帳の交付を受けており、障害支援区分認定が区分 5 以上の認定された方

[障がい児(13歳以上)]

次のすべてに該当する方

- ①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方
- ②居宅介護(障害福祉サービス)の利用による入浴が困難である方
- ③家族等の介助者による入浴が困難である方
- ④医師が適当と認めた方

[障がい児(13歳未満)]

上記の①から④に該当し、医療的ケアが必要な方

### ○利用手続

- ・地域生活支援事業(訪問入浴サービス)利用申請書を社会福祉課に提出してください。
- ・市で支給決定された受給者証を持って、事業所(市の登録事業所)と契約し、サービスを利用します。

### ○費用負担

1割負担

※世帯の所得により、負担額が軽減されます。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
射水ライフ・サポート(株)	射水市赤井77-1	73-2614	73-2615
アースサポート高岡	高岡市蓮美町4-49	26-7300	26-7301
訪問入浴サービス湯楽	射水市手崎182-1	54-5057	30-9030

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証等
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの
- ・障がい児の場合は医師の診断書等

## 補装具費の支給

身体障がい者の身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用することにより日常生活や社会生活を容易にするために、補装具の購入、借受け又は修理(以下「購入等」という。)にかかる費用を支給します。(治療用・リハビリ用を除きます。)

※ 難病患者等で補装具が真に必要と認められる方も対象となります。

ただし、介護保険法及び労働災害補償保険法の適用を受けられる方は、各法による交付又は貸与が優先されます。(※車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖が介護保険法と共通する品目です。)

### ○申請手続

- ・補装具費支給申請書を社会福祉課に提出してください。
- ・補装具の種目によっては、医師の意見書が必要になります。また、借受けの対象種目は限られますので、社会福祉課で確認してください。

※補装具の購入等後の申請は対象になりません。必ず購入等前に申請してください。

### ○費用負担

原則として、補装具の購入等に要する費用の額(上限となる基準額があります)の定率(1割)が自己負担となります。

ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

また、市町村民税非課税世帯等の方は、自己負担分はありません。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担(補装具費支給)の対象外となります。

障 害	種 目 [ ]は、耐用年数	判定
視 覚	視覚障がい者用安全杖(白杖) [2~5年]	
	眼鏡 [4年]、義眼 [2年]、コンタクトレンズ [4年]	○
聴 覚	補聴器(2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用) [5年]	○
肢 体 不 自 由	重度障害者用意思伝達装置(両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した方) [5年]	○ ◎
	義肢〔義足・義手〕 [1~5年]	○ ◎
	装具〔上肢・下肢・体幹〕 [1~5年]	○
	歩行補助杖 (※一本杖は日常生活用具) [2~4年]	○
	歩行器 [5年]	○
	座位保持装置(体幹障害3級以上又は下肢障害1・2級、上肢障害かつ移動機能障害1・2級の方) [3年(車いす付は6年)]	○ ◎
	車椅子(下肢障害1・2級又は体幹障害3級以上、平衡機能障害の方。心臓機能障害1級又は呼吸機能障害1級の方。ただし、入院中の方は除く。) *オーダーメイドは来所判定 [6年]	○ ◎
	電動車椅子(下肢障害1・2級かつ上肢障害、体幹障害3級以上の方。心臓機能障害1級又は呼吸機能障害1級の方。ただし、入院中の方は除く。)[6年]	○ ◎
18歳未満のみ	座位保持椅子[3年]、起立保持具[3年]、排便補助具(補助椅子)[2年]、頭部保持具[3年]	○

(注)新規申請の際、○印は医師の意見書が、◎印は富山県障害者相談センターへの来所が必要です。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

・身体障害者手帳又は  
特定医療費(指定難病)受給者証等

・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

## 日常生活用具の給付

在宅の心身障がい児・者の家庭生活を便利で快適なものにするために、日常生活用具が給付されます。ただし、介護保険法の適用を受けられる方は、介護保険法による給付又は貸与が優先されます。(◎のついた品目です。)

※難病患者等で日常生活用具が真に必要と認められる方も対象となります。

### ○申請手続

日常生活用具給付申請書を社会福祉課に提出してください。

※用具の購入後の申請は対象になりません。必ず購入前に申請してください。

### ○費用負担

原則として、日常生活用具の購入に要する費用の額(上限となる基準額があります)の定率(1割)が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。また、市町村民税非課税世帯等の方は、自己負担分はありません。(附属品や取付け工事費等は本人の負担になります。)なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担(日常生活用具給付)の対象外となります。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

・身体障害者手帳、療育手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証等  
・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

### <日常生活給付用具>

種目	品目	対象者				年齢	用途・性能	耐用年数 基準額	
		身体障害者 手帳	療育 手帳	その他の要件 (身・療)	難病患者 等				
介護・訓練 支援用具	特殊寝台 ◎	下肢又は体幹 (移動機能障害含む)	2級以上	-		寝たきりの状態にある方	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を備え、頭部や脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの	8年 154,000円
	特殊マット ◎		1級	A	児童は2級以上	寝たきりの状態にある方	3歳以上	褥瘡、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年 40,000円
	特殊尿器 ◎			-	常時介護を必要とする方	自力で排尿できない方	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 67,000円
	入浴担架		2級以上	-	入浴に介助を必要とする方	-	3歳以上	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
	体位変換器 ◎			-	着替えに介助を必要とする方	寝たきりの状態にある方	学齢児以上	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 15,000円
	移動用リフト ◎			-		下肢又は体幹機能に障害のある方	3歳以上	介護者が障がい者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年 159,000円
	訓練いす(児童のみ)			-		-	3歳以上	原則として附属のテーブルのついたもの	5年 33,100円
	訓練ベッド		-		下肢又は体幹機能に障害のある方	学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年 159,200円	
入浴補助用具 ◎	-	-	入浴に介助を必要とする方	入浴に介助を必要とする方	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 90,000円		

種目	品目	対象者				年齢	用途・性能	耐用年数 基準額	
		身体障害者 手帳	療育 手帳	その他の要件 (身・療)	難病患者 等				
自立生活支援用具	便器 ◎	(含む) 下肢又は体幹 (移動機能障害)	2級以上	-		常時介護を要する方	学 齢 児 以 上	18歳以下は手すり付きのもの (ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 手すりなし 4,450円 手すり付き 5,400円
	頭部保護帽		-	A	てんかんの発生等により頻りに転倒する方	-		ヘルメット型で転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年 ア 21,000円 イ 36,750円
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹	-	-		-		障がい者等が容易に使用し得るもの ア 木材製 イ 軽金属製	3年 ア 3,660円 イ 4,460円
	移動・移乗支援用具 ◎	(移動機能障害含む)	-	-	家庭内の移動等において介助を必要とする方	下肢が不自由な方	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 95,000円
	特殊便器	上肢	2級以上	A	知的障がい者においては、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方	上肢機能に障害のある方	学 齢 児 以 上	リモコン等により障がい者が容易に温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 151,200円
	火災警報器	-				-		室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年 16,300円
	自動消火器	-	2級以上	A		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及び、これに準ずる世帯		室内温度の異常上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年 28,700円
	電磁調理器	視覚	2級以上	A	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	-	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの	6年 41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	2級以上	-		-	学 齢 児 以 上	障がい者等が容易に使用し得るもの	10年 12,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚	2級以上	-		-		音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年 87,400円



種目	品目	対象者				年齢	用途・性能	耐用年数 基準額	
		身体障害者 手帳		療 育 手 帳	その他の要件 (身・療)				難病患者 等
在宅療養等 支援助具	透析液加温器	腎臓	3級 以上	-	18歳以上は、自己 連続携行式膜換 流法(CAPD)によ る透析を行う方	-	3歳 以上	透析液を加温し、一定温度に保 つもの	5年 70,000円
	ネブライザー(吸 入器)	呼 吸 器	3級 以上	-	3級以上と同程度 の方を含む(意見 書要)	呼吸器機能 に障害のある 方		障がい者等又は介護者が容易 に使用し得るもの	5年 36,000円
		肢体不自由2級以上 かつ療育A							
	電気式たん吸 引器	呼 吸 器	3級 以上	-	3級以上と同程度 の方を含む(意見 書要)	呼吸器機能 に障害のある 方		障がい者等又は介護者が容易 に使用し得るもの	5年 56,400円
		肢体不自由2級以上 かつ療育A							
	酸素ポンベ運 搬車	-	-	-	医療保険における 在宅酸素療法を行 う身体障がい者	-	18歳 以上	障がい者が容易に使用し得るも の	10年 17,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシ メーター)	心臓又 は呼吸 器	1級	-	人工呼吸器の装着 が必要な方	人工呼吸器 の装着が必 要な方		呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有し、 障がい者等が容易に使用し得る もの	6年 157,500円
視覚障がい者 用体温計	視覚	2級 以上	-		-	学 齢 児 以 上	障がい者等が容易に使用し得る もの	5年 9,000円	
視覚障がい者 用体重計			-		-	18歳 以上	障がい者等が容易に使用し得る もの	5年 18,000円	
情報・意思疎 通支援助具	携帯用会話補 助装置	音声言 語又は 肢体不 自由 (発声・発語)	-	-	肢体不自由者の場 合は発声・発語に 著しい障害を有す る方(意見書要)	-	学 齢 児 以 上	携帯式で、言葉を音声又は文章 に変換する機能を有し、障がい者 等が容易に使用し得るもの	5年 98,800円
	情報・通信支 援用具	視覚	2級 以上	-	パーソナルコンピ ューターの使用に より、社会参加が 見込まれる方で、 周辺機器等を使用 しなければパーソ ナルコンピュータ ーの操作が困難 な方	-		点字プリンター 画面音声化ソフト 画面拡大ソフト その他視覚障がい者用アプリケ ーションソフト等	3年 100,000円
		上肢						インテリキー(大型キーボード等) ジョイスティック(操作棒) 操作支援ソフト等	
		視覚・ 上肢 共通						周辺機器やソフト等をパーソナル コンピューターへ接続させるため に要した費用	
	点字ディスプレ イ	視覚	2級 以上	-		-	18歳 以上	文字等のコンピューターの画面 情報を点字等により示すことの できるもの	6年 383,500円
	地デジ対応ラジ オ	視覚	2級 以上	-		-	18歳 以上	テレビ音声の受信が可能で、障 がい者等が容易に使用し得るも の	6年 29,000円
点字器	視覚	-	-	標準型	-		障がい者等が容易に使用し得る もの	7年 14,000円	
			-	携帯用	-	障がい者等が容易に使用し得る もの	5年 14,000円		
点字タイプライ ター	視覚	2級 以上	-	就学・就労 (見込)者	-		障がい者等が容易に使用し得る もの	5年 74,000円	

種目	品目	対象者				年齢	用途・性能	耐用年数 基準額	
		身体障害者手帳	療育手帳	その他の要件 (身・療)	難病患者等				
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚	2級以上	-		-	学齢見以上	障がい者等が容易に使用し得るもの(テーブルレコーダー)	5年 23,000円
								音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの ア 録音再生機 イ 再生専用機	6年 ア85,000円 イ48,000円
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚	2級以上	-		-	学齢見以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの又は音声登録した内容を再生することにより物品識別ができる機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年 99,800円
	視覚障がい者用拡大読書器		-	-		-	学齢見以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことにより、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年 198,000円
	視覚障がい者用時計		2級以上	-		-	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの ア 触読式 イ 音声式	10年 ア13,000円 イ15,500円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚 又は 発声・ 発語	-	-	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	-	学齢見以上	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者等が容易に使用できるもの	5年 35,000円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚	-	-		-		字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年 88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出者			笛式	-		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年 8,100円
					電動式	-		顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年 73,000円
	視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚	-	-	共同利用施設	-		編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円
点字図書		-	-	主に点字で情報を入手している方	-		月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	年間6タイトルまたは24巻まで	

種目	品目	対象者				年齢	用途・性能	耐用年数	
		身体障害者手帳	療育手帳	その他の要件(身・療)	難病患者等				
排せつ管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門造設者	-	-	蓄便袋	-	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	1か所につき 月額:9,012円	
		人工ぼうこう造設者	-	-	蓄尿袋	-	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	1か所につき 月額: 11,842円	
	紙おむつ※	-	-	-	-	3歳以上	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	
	収尿器	高度の排尿機能障害	-	-	-	-	学齢児以上	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	1年 ※2
住宅改修	居宅生活動作補助用具◎	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	3級以上	-	特殊便器取替は上肢2級以上	下肢又は体幹機能に障害のある方	学齢児以上	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等の取替え (5)洋式便器等への取替え (6)その他居宅生活動作補助用具の設置に際し、必要となる住宅改修 (7)いす階段昇降機	1回のみ 200,000円

※排せつ管理支援用具の紙おむつの支給対象となる「脳原性運動機能障害」とは、乳幼児期(満3歳以前)に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢、運動の障害です。例えば、脳性麻痺、脳炎、無酸素症等による全身性障害があり、身体障害者手帳1・2級を所持している方が支給対象です。

※2 男性用・普通型:7,700円、男性用・簡易型:5,700円、女性用・普通型:8,500円、女性用・簡易型:5,900円

## 難聴児への補聴器購入費の助成

障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成します。

### ○対象者

- (1) 射水市内に住所がある方
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎える前である方
- (3) 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、指定医師に装用の必要性を認められた方

### ○申請手続

購入前に、所定の医師意見書を添えて社会福祉課に申請してください。

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626



## おむつ支給

在宅の重度心身障がい者・児で常時おむつを使用している方に、おむつを現物支給します。

### ○対象者

- ・ 身体障害者手帳1・2級で、手帳記載の障害が原因で移動機能等に障害がある3歳以上の方
  - ・ 療育手帳Aの交付を受けている3歳以上の方
- ※ ただし、次の方は対象になりません。
- ・ 日常生活用具で紙おむつの支給を受けている方
  - ・ 地域福祉課でおむつ支給の対象となる方
  - ・ 世帯の合計所得が1,000万円以上の方

### ○補助額

- ・ 市民税非課税世帯の方：費用の全額を補助します。
  - ・ 市民税課税世帯の方：費用の2/3を補助します。
- ※ ただし、1日あたり240円を基準とした1か月あたりの上限額があります。

### ○申請に必要なもの

- ・ おむつ支給申請書
- ・ おむつ使用証明書
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

## 避難行動要支援者支援制度

災害時に、安全な場所に避難するなどの一連の行動に不安があり、手助けを必要とする方に対して、自主防災組織、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員児童委員など、地域に密着している組織が連携して支援をしていく制度です。

災害時において、自力での避難が困難で、家族等の支援も受けられないため、地域での支援を希望する方のうち、次の方が対象となります。

- (1) 一人暮らし高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯又は高齢者と障がい者の世帯のうち、次のいずれかの認定を受けている方
  - ・ 介護保険の要介護度1以上
  - ・ 身体障害者手帳1・2級
  - ・ 療育手帳A
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- (2) その他、災害時に自力での避難に不安があり、新たに登録を希望される方

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626  
地域福祉課  
☎51-6625

問合せ  
地域福祉課  
☎51-6625  
社会福祉課  
☎51-6626

## 福祉避難所

福祉避難所とは、災害発生時に、市指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所です。

※ 福祉避難所は市が必要と判断した場合に開設されます。最初から避難所として利用することはできません。まずは、市が開設する指定避難所に避難してください。

## 防災・緊急メール配信

市からお知らせする防災情報や射水市消防本部からお知らせする火災情報などをお届けします。

- ・ 登録用メールアドレス: [emrgncy.acpt@city.imizu.toyama.jp](mailto:emrgncy.acpt@city.imizu.toyama.jp)
- ・ 登録用 QR コード:



## NET119緊急通報システム

聴覚や発話障がい等により音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。

※ 事前登録が必要です。また、通信料が別途必要です。

## 緊急連絡FAX

聴覚障がい者のために、消防本部では、急病やけが等による救急、火事等の緊急時の連絡をFAXでも受付しています。詳しくは、射水市消防本部にFAXでお問い合わせください。

※ 事前登録が必要です。

問合せ  
地域福祉課  
☎51-6625  
社会福祉課  
☎51-6626

問合せ  
防災・資産管理課  
(防災危機管理班)  
☎51-6632  
消防本部  
☎56-0119

申請・問合せ  
消防本部  
☎56-0119  
FAX56-9542  
登録対象者の問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626  
FAX51-6658

問合せ  
消防本部  
FAX56-9542  
社会福祉課  
☎51-6626  
FAX51-6658

## 7 貸付・住宅

### 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

資金の種類	資金の内容・目的等	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金 (福祉費)	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	措置期間経過後 20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間・介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円		5年以内
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費			
	その他日常生活上一時的に必要な経費			

問合せ

射水市ふくし総合相談

センター すてっぷ

(射水市社会福祉協議会)

☎55-5203

資金の種類	資金の内容・目的等	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金 (緊急小口資金)	<p>次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</li> <li>2 火災等被災によって生活費が必要なとき</li> <li>3 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき</li> <li>4 会社から解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき</li> <li>5 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき</li> <li>6 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき</li> <li>7 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき</li> <li>8 給与等の盗難によって生活費が必要なとき</li> <li>9 その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき</li> </ol>	10万円	貸付の日から 2月以内	12月以内
教育支援資金	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月 3.5万円 高専月 6万円 短大月 6万円 大学月 6.5万円	卒業後 6月以内	20年以内
	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円		
その他 総合支援資金…生計中心者が再就職するまでの間の生活資金として必要な費用 不動産担保型生活資金…居住用不動産を担保として一定の期間にわたって生活資金を貸付ける資金				

○借入相談にあたってご理解いただきたいこと

- ◆ 本制度は、単なる金銭の貸付ではなく、世帯の安定や生活の立て直しを図ることを目的にしています。
- ◆ 「個人」ではなく、「世帯」を単位とした貸付です。相談者ご本人だけでなく、世帯員全員の就労・就学状況、健康状態、収入や負債等について確認させていただき、生活の立て直しに向けた適切な支援を検討します。よって、この貸付が「世帯の自立につながる」と判断される場合にのみ貸付を行います。

- ◆ 借入相談から申込み、貸付、償還中において社会福祉協議会や民生委員、法に基づく自立相談支援事業等による相談支援を行います。
  - ◆ 他の貸付制度や公的支援、家計の見直し、分割払い等、貸付以外の方法が考えられる場合には、それらを優先してご利用頂きます。
  - ◆ 原則として連帯保証人が必要です。ただし、やむを得ず連帯保証人が確保できない場合でも貸付は可能ですが、その場合は貸付種類によっては貸付利子が発生します。
  - ◆ すでに発注、購入、着工、支払い済の費用は貸付の対象とはなりません。
  - ◆ 他の債務の返済資金に充当する場合はお貸してきません。
  - ◆ 審査によって、借入金額が減額される場合や貸付が不承認となる場合があります。貸付対象とならない世帯であっても、他施策・他機関と連携して相談支援を行います。
  - ◆ 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けられた場合は、貸し付けた金額を即時にご返済いただきます。
- ※ 貸付を受けるには所得制限などの条件があり、対象とならない場合もありますので、詳しくは射水市社会福祉協議会までお問い合わせください。

## 住宅改善の助成

在宅の重度心身障がい者の日常生活を容易にするため、現在居住している住宅の改造費が助成されます。

### ○対象者

- ・ 視覚障害、肢体不自由で1・2級の方
  - ・ 内部障害で補装具の車いすの交付を受けている方
  - ・ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ※ いずれも世帯の所得税が287,500円以下の世帯



### ○改造の対象

居室、浴室、洗面所、便所、玄関などの改善（新築や増築は対象外）

### ○補助額

- ・ 所得税非課税世帯  
対象経費と90万円を比較して低い額◎
  - ・ 所得税課税世帯  
対象経費と90万円を比較して低い額◎の2/3
- ※ 日常生活用具又は介護保険で住宅改修の助成を受けている場合は、◎の額から20万円を控除します。

(注) 必ず工事を始める前に、社会福祉課へ申請手続きをしてください。

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626



## 8 社会参加

### 自動車免許取得の助成

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許証の取得にかかる訓練費が助成されます。必ず入校前に申請してください。入校前に運転免許センターで適性検査を受け、合格した方に限ります。

#### ○助成の範囲

- ア 入学金
- イ 学科教習料
- ウ 技能教習料
- エ 技能補習料  
(ただし、15 時限を限度とする)

世帯の所得税額	負担割合
0 円	0
24,000 円以下	4分の1
24,001 円～45,000 円	4分の2
45,001 円～120,000 円	4分の3
120,001 円以上	全額

#### ○助成限度額

10万円

#### ○費用の負担

世帯の所得税額に応じ、上記の表の負担割合を訓練費に乗じた額を負担していただきます。ただし、助成限度額をもって、訓練費に不足する場合は、その不足分は自己負担となります。

### 自動車改造費の助成

身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造に要する経費の一部が助成されます。

#### ○対象者

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 前年の所得税課税所得金額が特別障がい者手当等の所得制限を超えない方(9ページ所得制限表参照)

#### ○改造の対象

- ・ 身体障がい者が所有する自動車の改造であること。
- ・ 仕事等に伴い、身体障がい者が運転するために行う自動車のハンドルやアクセル等の改造であること。

#### ○助成限度額

10万円

※改造前に申請してください。

### 駐車禁止の除外指定

障がい者自らが運転する場合又は家族などの運転する車に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。

詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

問合せ  
射水警察署  
☎83-0110

## 身体障がい者標識・聴覚障がい者標識

道路交通法では、障害のある方が運転する車に所定の標識を表示することにより、他の運転者に注意を喚起し、当該運転者の保護を図る規定がなされています。(思いやり・譲り合い運転の励行と幅寄せ・割り込み運転から保護されます。)

### ○表示対象者

〔**身体障がい者標識**〕 普通自動車を運転することができる免許を受けた方で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている方です。

〔**聴覚障がい者標識**〕 普通自動車を運転することができる免許を受けた方で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている方です。

### ○購入できるところ

車用品店やホームセンター(店舗により取り扱いがない場合もあります)、各交通安全協会又は運転免許試験場



身体障がい者標識



聴覚障がい者標識

## 福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付

重度心身障がい者(児)の生活行動範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくために、「福祉タクシー利用券」又は「福祉ガソリン給油券」が交付されます。

### ○対象者

次のどちらも満たす方

- ① 当該年度の4月1日現在、射水市に住所がある
- ② 身体障害者手帳 1・2級又は  
・療育手帳 A又は  
・精神障害者保健福祉手帳 1級 をお持ちの方



(注)ただし、次の方は対象になりません。

- ・「射水市高齢者等車いす対応タクシー券」を受けている方
- ・「移送サービス事業」を利用している方
- ・「射水市心身障がい児通園通院等介護助成金」を受けている方

### ○利用券

- ・福祉タクシー利用券：年間 6,000円  
(100円券12枚、400円券12枚)
- ・福祉ガソリン給油券：年間 3,000円  
(1,000円券 3枚)

### ○利用できる会社

- ・福祉タクシー利用券に記載されているタクシー会社のみ
- ・福祉ガソリン給油券利用事業所一覧表に記載されている給油所のみ

申請・問合せ

社会福祉課

☎51-6626

持参するもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

## ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証の交付

車椅子使用者や障がいのある方など歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、対象となる方に利用証を交付します。車内に利用証を掲示することで、対象駐車区画の適正利用を誰もが確認できます。

○対象者 次の表に該当する方で歩行が困難な方

区分		交付基準	有効期限	
身体障がい者	視覚障害	身体障害者手帳	4級以上	
	聴覚または平衡機能障害		3級以上	
	聴覚障害		5級以上	
	肢体不自由		上肢	2級以上
			下肢	6級以上
			体幹	5級以上
	脳原性運動機能障害		上肢機能	2級以上
移動機能		6級以上		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	発行日から5年以内	
知的障がい者		療育手帳所持者で障害程度欄がA		
精神障がい者		精神障がい者保健福祉手帳2級以上		
難病患者		介護医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性と特定疾病医療受給者		
高齢者等(40~64歳の要介護認定者を含む)		介護保険の要介護状態区分が要介護1以上		
妊産婦		母子健康手帳を取得してから産後1年までの者、多胎の場合母子健康手帳を取得してから産後3年までの者		母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後1年の間 (多胎の場合は、母子手帳を取得してから産後3年までの方)
その他けがの者または病気等の者		けがまたは病気等で歩行が困難であることが診断書により確認しているもの		医師の診断書等による必要期間以内(1年以内)

○申請に必要な確認書類

区分	確認書類
身体障がい者	身体障害者手帳
知的障がい者	療育手帳
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証
高齢者等(40~64歳の要介護認定者を含む)	介護保険被保険者証
妊産婦	母子健康手帳
その他けが人または病気等	医師の診断を記載した書面等の必要書類

※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、保険証等)が必要です。

申請・問合せ

・身体・知的・精神障がい者、難病患者、けが人または病気等

社会福祉課

☎51-6626

・高齢者等

介護保険課

☎51-6627

・妊産婦

保健センター

☎52-7070

郵送申請

富山県厚生企画課

☎076-444-3197

## 更生訓練費

障害者総合支援法に基づく就労移行支援又は自立訓練の障害福祉サービスを利用している方に対して更生訓練に要する費用の助成をしています。

### ○対象者 ※次の要件をすべて満たす方

- (1) 就労移行支援又は自立訓練の障害福祉サービスを利用している方
- (2) 障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない方

### ○助成額(月額)

- ・訓練のための経費  
訓練に従事した日が15日以上 3,150円  
訓練に従事した日が15日未満 1,600円
- ・通所のための経費  
訓練のために当該施設に通所した日数に日額280円を乗じた額と当該月の実支出額とを比較して少ない額

### ○申請手続

訓練を終わった月分について翌月はじめに、申請書に当該施設の長の証明を添付して提出してください。

## 選挙

### ○郵便等による不在者投票

(1) 次の表に掲げる区分に該当する身体障害者手帳をお持ちの方は、郵便等による不在者投票ができます。

障害の 種別・ 等級	両下肢、体幹、移動機能障害	1・2級
	内部障害 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1・3級
	肝臓・免疫機能の障害	1～3級

### (2) 手続

選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書(交付日から7年間有効)の交付を受けてください。選挙の際、これにより投票用紙を請求し、郵便等で投票することができます。

### ○点字投票

目が不自由な方は、点字で投票できます。

### ○代理投票

目や手が不自由なために記載が困難な方は、投票所で代理投票を申請することができます。

申請・問合せ  
社会福祉課  
☎51-6626

問合せ  
市選挙管理委員会  
☎51-6640

持参するもの  
・身体障害者手帳

## 音訳 CD の貸出し

視覚障がいのある方に、市の広報等を音訳したCDを無料で郵送貸出しいたします。希望される方は、社会福祉課までお問い合わせください。

## 新聞のリーディングサービス

視覚障がいのある方に、毎週木曜日の午後 1 時から、ボランティアグループ音訳・あゆの風による各種新聞の朗読のサービスを行っています。利用料金・電話代などはかかりません。希望される方は、社会福祉課までお問い合わせください。

## 電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難がある方と、きこえる方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。 ※事前登録が必要です。

<https://nftrs.or.jp/> メール [info@nftrs.or.jp](mailto:info@nftrs.or.jp)

## 富山県遠隔手話通訳サービス

県内の公的病院に配備したタブレット端末、若しくはご自身でお持ちのスマートフォンやタブレット等を通じて、聴覚障がいのある方ときこえる方とのやりとりを手話と音声でお伝えするサービスです。

※ 事前の登録申請後、利用の際には事前に利用申請が必要です。

### 【利用可能日及び時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

※手話通訳者の不在等により、サービスの提供ができないことがあります。

### 【費用負担】

利用料は無料です。

ただし、ご自身のタブレットやスマートフォンの通信費等は、利用者の負担です。

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

FAX51-6658

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

申請・問合せ

電話リレーサービス提供機関（一般財団法人日本財団電話リレーサービス）

☎03-6275-0910

FAX

03-6275-0913

問合せ

富山県聴覚障害者協会

FAX

076-441-7305

☎076-441-7331

E-mail

[hoken@tomichokyo](mailto:hoken@tomichokyo.or.jp)

[o.or.jp](http://o.or.jp)



## 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、社会生活及び社会参加のために手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

### ○利用手続

社会福祉課又は(福)富山県聴覚障害者協会にお申し込みください。

※ 派遣希望日の1週間前までに申請書を提出してください。

### ○費用負担

利用料は無料です。



## ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、バッグなどに付けるヘルプマークを配付しています。

このマークを身に付けている方を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

また、ヘルプカードは、障がいのある方が普段から身につけてくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。

ヘルプカードを提示された際には、記載内容に従って支援をお願いします。

### ○配付場所

社会福祉課、高岡厚生センター射水支所



ヘルプマーク

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

FAX 51-6658

富山県聴覚障害者協会

FAX

076-441-7305

☎076-441-7331

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

## 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)が地域で自立した生活を送り、社会活動に参加していただくため、外出時の移動支援を行います。

### ○利用手続

- ・ 地域生活支援事業(移動支援事業)利用申請書を社会福祉課に提出してください。
- ・ 市で支給決定された受給者証を持って、利用したい事業所(市の登録事業所)と契約し、サービスを利用します。

### ○費用負担

1割負担(利用者の身体介護の有無、利用時間等により異なります。)世帯の所得により、負担額が軽減されます。

### ○利用形態

- ① 個別支援型 ②グループ支援型  
③ 車両移送型(地域活動センターと自宅間)

事業所名	①	②	③	所在地	電話番号	FAX
よろこび射水緑ヶアセンター	○	○		射水市緑町4-12	83-0511	83-0512
ニチイケアセンターいみず	○	○		射水市ニ口3159-2	52-7762	52-7763
大江苑ヘルパーステーション	○			射水市大江333-1	55-8888	55-5885
あいネットいみず		○	○	射水市七美727	86-8522	86-8530
特定非営利活動法人 ふらっと		○	○	射水市太閤町4	56-6661	56-6667
特定非営利活動法人 文福	○	○		富山市呉羽町7276-3	076-460-0390	076-460-0390
特定非営利活動法人 ぴーなっつ	○	○		富山市蜷川1-3	076-456-1534	076-456-1534
特定非営利活動法人 かもめのノート	○	○		富山市西四十物町2-20	076-456-7710	076-456-7710
特定非営利活動法人 ライフステージ	○	○		金沢市みずき3丁目235	076-258-5681	076-258-5681
あっかり介護サービス	○			高岡市高陵町7番54号	21-5009	30-2331
訪問介護事業所 自薦サポートセンター	○			富山市津羽見171	070-4496-9836	076-482-5311
ホームヘルプサービス こぱん	○			高岡市佐野548-2	54-5703	

問合せ

社会福祉課

☎51-6626

## 日常生活自立支援事業

日常生活に必要なことについて自分ひとりで判断することが難しくお困りの方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなど、ご本人との契約に基づいて支援します。

○お手伝いできること（内容はご本人との話し合いで決めます）

サービス内容	主な内容
福祉サービス利用援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス利用に関する情報提供・相談</li> <li>・福祉サービス利用の手続き（申込み、解約、苦情）</li> <li>・福祉サービスの利用料を支払う手続き</li> <li>・商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き</li> </ul>
日常的な金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金の管理に関する相談や助言</li> <li>・医療費、税金、公共料金等を支払う手続き</li> <li>・年金や福祉手当の受領に必要な手続き</li> </ul>
書類等預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金証書、預貯金通帳、実印などの書類預かり</li> </ul> <p>○ 保管できるもの</p> <p>日常生活に使用する通帳を除く預貯金通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）</p> <p>× 保管できないもの</p> <p>宝石、書画、骨董品、貴金属等</p>

○ご利用いただける方 ①～③いずれにも該当する方

- ① もの忘れがある高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が十分でない方
- ② 日常生活において、自分ひとりの判断で福祉サービス利用の手続きや金銭管理などを行うことに不安がある方
- ③ 契約の意思があり、契約内容を理解できる能力を有している方

※ 判断能力の目安としては、ご本人がサービス内容を理解して、サービスを受けることによって、利用料を支払う必要があることを理解できる能力があることが必要となります。

※ 認知症の診断を受けた方や障害者手帳を有する方に限るものではありません。

○利用料 相談は無料です。契約後のサービス利用については有料です。  
（生活保護を受給されている方については、利用料はかかりません。）

○利用手続き・問合せ 射水市ふくし総合相談センター すてっぷ（射水市社会福祉協議会） ☎55-5203

## 射水市ふくし総合相談センター すてっぷ

生活困窮やひきこもりなど、福祉に関する様々な相談に応じ、解決に向けて一緒に考え支援を行うところです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	Eメール
「すてっぷ」	939-0351	射水市戸破 4200 番地 11 救急薬品市民交流プラザ2階 射水市社会福祉協議会内	55-5203 〔ひきこもり相談専用ダイヤル〕 55-5204	step@imizushakyo.jp



## 成年後見制度

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者に対して、預貯金の管理等（財産管理）や日常生活の様々な契約等（身上監護）を支援していく制度です。

### ○対象者

知的障がい者、精神障がい者、認知症のある方などで、判断能力が不十分な方

類型	判断能力の程度	支援する人	申立時の本人の同意	支援する法律行為の内容	
				同意権・取消権	代理権
補助	不十分	補助人	必要	本人の同意のうえで、家裁が決めた法律行為	本人の同意のうえで、家裁が決めた法律行為
保佐	著しく不十分	保佐人	必要	法律上定められた重要な法律行為	本人の同意のうえで、家裁が決めた法律行為
後見	ほとんど判断できない	成年後見人	不要	日常生活に関する行為（日用品の購入等）を除くすべての法律行為	

### ○利用手続 家庭裁判所に申立てを行います。

申立てできる人	本人・配偶者・4親等以内の親族等 ※2親等以内の親族がない場合等で、特に必要があるときは、市長が申立できます。
必要なもの	申立書・戸籍謄本・住民票等
費用	申立印紙・登記印紙・鑑定料・診断書・通信費等

家庭裁判所が、調査・鑑定等の結果、類型や支援内容を決定し、後見人等を選任します。

### ○利用に必要な費用

家庭裁判所が、資力その他の事情を考えて、利用者（被後見人等）の財産から、後見人等に支払う報酬額を決定します。

### ○相談できるところ

【呉西地区成年後見センター】

呉西地区にお住まいの方を対象に「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

【成年後見制度利用相談会】

毎月第4水曜日に、市役所で相談会を開催します。（予約優先）

問合せ

富山家庭裁判所  
高岡支部

☎22-5230

社会福祉課

☎51-6626

問合せ

呉西地区成年後見  
センター（高岡市  
社会福祉協議会2階）

☎92-0810

予約・問合せ

地域福祉課

☎51-6625

## 障がい者相談員

市から委嘱された相談員が、障がい者や家族からの相談に応じます。

### 身体障がい者相談員

障害区分	氏名	郵便番号	住所	電話	備考
視覚	塘添 誠次	934-0025	射.八幡町一丁目 6-2	84-6548	
	中島 幾雄	934-0002	射.港町 1-22 港町市営住宅 202	82-6224	
	本江 とみ子	939-0234	射.二口 2305-1	52-3447	
聴覚	益塚 清志	939-0364	射.南太閤山 8 丁目 32	56-4180	FAX
内部	開 忠昭	939-0276	射.北野 1412-1	52-0157	
	鳥山 松代	939-0288	射.小林 513-5	52-2507	
肢体	久々江 除作	934-0001	射.庄西町一丁目 11-22	84-3140	
	油谷 幸雄	934-0025	射.八幡町二丁目 9-55	84-7919	
	油谷 和子	934-0027	射.中新湊 18-4	84-1049	
	田保 茂子	934-0016	射.三日曾根 18-19	84-4633	
	黒田 幸子	939-0313	射.塚越 817	56-4124	
	山口 みさを	939-0311	射.黒河 2732	なし	
	小林 富子	939-0276	射.北野 1626-1	52-3349	
本江 信子	939-0274	射.小島 1138-4	52-5201		

### 知的障がい者相談員



氏名	郵便番号	住所	電話	備考
野手 光子	934-0032	射.片口 172-13	86-3517	
丸池 和子	933-0244	射.本江 2854-2	86-0766	
太田 二美子	939-0364	射.南太閤山 6 丁目 76	56-6724	
笠間 美蘭子	939-0341	射.三ヶ 1550-9	55-0571	
高橋 みゆき	939-0256	射.広上 1303	52-1870	
村中 大治	939-0275	射.八塚 23-25	52-5059	

## 障がい者団体


射水市の各障がい者団体をご存じですか？

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方々が会員となって構成するこれらの団体は、会員のみなさんの親睦・交流とともに情報交換などを行っています。障がい者手帳をお持ちで、会員になられていない方は、ぜひ入会くださるようご案内します。

※ 入会手続、活動内容、会費など詳細については各団体へ直接お問い合わせください。

団体名	会長名	住所	連絡先
射水市身体障害者協会	久々江 除作	〒934-0001 射.庄西町一丁目11-22	090-5175-6786
射水市視覚障害者協会	本江 とみ子	〒939-0234 射.二口 2305-1	52-3447
射水市聴覚障害者協会	益塚 清志	〒939-0364 射.南太閤山8丁目32	FAX 56-4180 
射水市手をつなぐ育成会	四方 正治	〒934-0042 射.作道 685-2 手をつなぐ育成会事務局	82-2247
射水市肢体不自由児・者父母の会	室谷 伸三	〒934-0012 射.中央町 4-14	82-3424
地域家族会いみず野 (精神障がい者とその家族の会)	清水 義雄	〒939-0351 射.戸破 1875-1 高岡厚生センター射水支所内	56-2666 

射水市外

団体名	会長名	住所	連絡先
富山盲ろう者友の会	九曜 弘次郎	〒930-0806 富山市木場町 2-21 富山県聴覚障害者センター内	076-441-7331 

## 身体障がい児・知的障がい児の学校

学校名	所在地	電話番号	FAX番号
富山県立にかわ総合支援学校	黒部市石田 6682	0765-54-1288	0765-54-0904
富山県立富山視覚総合支援学校	富山市大江千 144	076-423-8417	076-423-8418
富山県立富山聴覚総合支援学校	富山市下奥井 1-9-56	076-441-9172	076-441-9188
富山県立富山総合支援学校	富山市金屋 4982	076-441-8261	076-441-8267
富山県立高志支援学校	富山市道正 29-1	076-438-4812	076-438-9328
富山県立ふるさと支援学校	富山市婦中町新町 2913	076-469-3388	076-469-3374
富山県立しらとり支援学校	富山市婦中町下邑 2877	076-469-5531	076-469-5532

学校名	所在地	電話番号	FAX 番号
富山大学教育学部附属特別支援学校	富山市五艘 1300	076-445-2809	076-445-2811
富山県立高岡聴覚総合支援学校	高岡市西藤平蔵 700	0766-63-6385	0766-63-5884
高岡市立こまどり支援学校	高岡市江尻字村前 1289	0766-21-5071	0766-21-5078
富山県立高岡支援学校	高岡市東海老坂 831	0766-23-5262	0766-23-6086
富山県立となみ総合支援学校	南砺市利波河 1335-5	0763-52-4520	0763-52-4519
富山県立となみ東支援学校	砺波市福山 1149	0763-37-1553	0763-37-1554

## 障がい者週間について

毎年12月3日から12月9日は、「障がい者週間」です。

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するために、障害者基本法において定められている期間です。

## 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間について

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。また、毎年4月2日から8日は、厚生労働省が定める「発達障がい啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発する活動を行っています。

発達障がいについて、皆様に正しく理解していただき、支援の輪が広がるよう、ブルーライトアップ等のイベント等が行われています。

## 障がい者差別の解消について

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されました。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止（障がいがあることを理由に、正当な理由なく、障害のない方と異なる取扱をすること）」や、「合理的な配慮の提供（障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合は、負担になりすぎない範囲で対応をすること）」が規定されています。

### 【障がいを理由とする差別に関する相談窓口】

市役所社会福祉課、市内の地域相談員が相談や情報提供に応じるほか、県では専門相談員が対応しています。

○射水市社会福祉課 ☎ 51-6626 メール [fukushi@city.imizu.lg.jp](mailto:fukushi@city.imizu.lg.jp)

○富山県庁内障害福祉課相談室（富山市新総曲輪 1-7） ☎ 076-444-3959

## 障がい者虐待の防止について

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

早期発見・早期対応のため、障がい者虐待が疑われる状況を発見した場合は、射水市障がい者虐待防止センター（射水市社会福祉課内）にご連絡ください。

日中 ☎ 51-6626      FAX 51-6658      メール fukushi@city.imizu.lg.jp  
 夜間・休日 ☎ 51-6600

## その他の障がい者施設

### ○点字図書館（富山県視覚障害者福祉センター内 ☎076-425-6761）

視覚障がい者が、点字刊行物、録音図書の出借及び閲覧をする施設です。

### ○盲人ホーム（富山県視覚障害者福祉センター内 ☎076-425-6761）

視覚障がい者が、あんま、はり、きゅうの技術指導を受ける施設です。

### ○富山県聴覚障害者センター（☎076-441-7331 FAX 076-441-7305）

聴覚障がい者に手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や字幕（手話）付き映像ライブラリーの貸出をする施設です。

## 障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所一覧（近隣市町村及び利用見込の事業所を掲載）

### ○障がい者支援施設

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
いみず苑 ひびき愛	射水市七美 727	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
うさか寮	富山市西金屋 6682	076-436-0270	076-436-0599	(福)めひの野園
障害者支援施設 ほほえみの丘・やまびこの丘・こだまの丘・のぞみの丘・はるかぜの丘・わかくさの丘	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
高志ワークホーム	富山市下飯野 36	076-438-4502	076-438-4503	(福)富山県社会福祉総合センター
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36	076-438-6019	076-438-6069	(福)富山県社会福祉総合センター
野積園	富山市八尾町上ヶ島 313	076-455-3535	076-455-3536	(福)白皇山保護園
障害者支援施設 あざみ園	富山市山田宿坊 1-8	076-457-2301	076-457-2303	(福)恵風会
障害者支援施設 新生苑 つつじ通り・さくら通り	高岡市麻生谷 3796	0766-31-1820	0766-31-1886	(福)たかおか新生会
志貴野ホーム	高岡市下麻生字天洞 5340	0766-36-2600	0766-36-2601	(福)高岡市身体障害者福祉会
障害者支援施設 志貴野苑	高岡市葦附 1239-27	0766-36-1200	0766-36-1203	(福)高岡市身体障害者福祉会
かたかご苑	高岡市滝新 15	0766-36-1636	0766-36-1637	(福)たかおか万葉福祉会
マーシ園 ハ乙女	南砺市谷 142	0763-82-0490	0763-82-3251	(福)マーシ園
マーシ園 木の香	南砺市谷 142	0763-82-6000	0763-82-6029	(福)マーシ園

事業所名称	施設所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
障害者支援施設 花椿 きらめき・あおぞら	南砺市蛇喰 1302	0763-64-8880	0763-64-8881	(福) 湊明会
こもれびの里	氷見市鞍川 1855	0766-74-3001	0766-74-3101	(福) 野の草会
障害者支援施設 湊明園 からまつ・あすなろ	小矢部市論田 8	0766-68-0363	0766-68-1643	(福) 湊明会
四ツ葉園	上市町稗田字七郎谷 1-32	076-472-1118	076-472-5391	(福) 新川会

### ○居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護

事業所名称	施設所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
よろこび射水緑ヶアセンター	射水市緑町 4-12	0766-83-0511	0766-83-0512	(福) 射水万葉会
訪問介護センターかどや	射水市新片町五丁目 25	0766-86-2048	0766-86-2580	(同) スマイルハートかどや
ニチイケアセンター新湊	射水市朴木 2-2 アーミデール新湊 1階 105号室	0766-82-1210	0766-82-6560	(株) ニチイ学館
大江苑ヘルパーステーション	射水市大江 333-1	0766-55-8888	0766-55-5885	(福) 小杉福祉会
射水市大門在宅介護支援センター	射水市中村 20	0766-52-6700	0766-52-6800	(福) 大門福祉会
ニチイケアセンターいみず	射水市二口 3159-2	0766-52-7762	0766-52-7763	(株) ニチイ学館
ヘルパーステーションやまぶき	射水大門6-15	0766-52-3356	0764-03-6300	(株) やまぶき

### ○行動援護

事業所名称	施設所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
NPO法人かもめノート	富山市西四十物町2-20	076-456-7710	076-456-1710	(特非) かもめのノート
生活サポートCo-Co	高岡市北島 1563	0766-50-8703	0766-50-8704	(特非) Jam
ホームヘルプサービスこぱん	高岡市佐野 548-2	0766-54-5703	0766-54-5704	(福) くるみ

### ○同行援護

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
よろこび射水緑ヶアセンター	射水市緑町 4-12	0766-83-0511	0766-83-0512	(福) 射水万葉会
訪問介護センターかどや	射水市新片町五丁目 25	0766-86-2048	0766-86-2580	(同) スマイルハートかどや
特定非営利活動法人 文福	富山市呉羽町7276-3	076-460-0390	076-460-0390	(特非) 文福
びーなっつ	富山市蜷川 1-3	076-456-1534	076-456-1534	(特非) びーなっつ

○生活介護

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
いみず苑 ひびき愛・なごみ・きらめき・かがやき	射水市七美 727	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
いみず苑 ひだまり	射水市七美 724	0766-86-5510	0766-86-5513	(福)射水福祉会
通所センターさんが	射水市三ヶ 1176-1	0766-55-5411	0766-55-0522	(福)射水福祉会
地域生活支援・交流ハウスふらっと(自立支援ハウスDASH)	射水市太閤町 4	0766-56-6661		(特非)ふらっと
片ロデイサービスわが家(共生型)	射水市片口 828	0766-86-6686	0766-86-6684	(株)パーソナルライフサポート
小さな幸せの家いみず(共生型)	射水市中太閤山 16丁目 90-7	0766-54-0870	0766-54-0871	(福)小さな幸せの家
イェトカフェ ニの丸(共生型)	射水市ニの丸町 1-2	0766-53-5333	0766-53-5333	ハッピーライフ(株)
つくしの家	富山市八町 5274-2	076-435-3279	076-435-3269	(株)つくし工房
富山福祉生協ばらハートのいえ	富山市金屋古屋敷 4198-1	076-444-1294	076-444-1296	富山県高齢者・障害者福祉生活協同組合
障害者支援施設 ほほえみの丘・やまびこの丘・こだまの丘・のぞみの丘・はるかぜの丘・わかくさの丘	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
高志ワークホーム	富山市下飯野 36	076-438-4502	076-438-4503	(福)富山県社会福祉総合センター
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36	076-438-6019	076-438-6069	(福)富山県社会福祉総合センター
秋桜の里	富山市八尾町水口 88	076-455-3788	076-455-3788	(福)白皇山保護園
野積園	富山市八尾町上ヶ島 313	076-455-3535	076-455-3536	(福)白皇山保護園
ウォーム・ワークやぶなみ	富山市西金屋 8363-2	076-434-5895	076-434-5896	(福)めひの野園
うさか寮	富山市西金屋 6682	076-436-0270	076-436-0599	(福)めひの野園
独立行政法人 国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	076-469-5616	(独)国立病院機構富山病院
とやま型デイサービス大きな手小さな手(共生型)	富山市蓮町 2丁目 9-8	076-471-5223	076-471-5223	(特非)大きな手小さな手
つくしの家といて	高岡市戸出吉住 503	0766-63-3908	0766-63-3908	(株)つくし工房
新生苑 つつじ通り・さくら通り	高岡市麻生谷 3796	0766-31-1820	0766-31-1886	(福)たかおか新生会
サポートかたかご	高岡市あわら町 5-1	0766-28-7890	0766-28-7890	(福)たかおか万葉福祉会
すてっぷかたかご	高岡市滝新 15	0766-36-1636	0766-36-1637	(福)たかおか万葉福祉会
志貴野ホーム障害者福祉センター	高岡市下麻生字天洞 5340	0766-36-2600		(福)高岡市身体障害者福祉会
デイケアハウス手をつなごう(共生型)	高岡市本丸町 13-18	0766-21-0976	0766-21-0966	(特非)デイケアハウス手をつなごう
はなれの家(共生型)	高岡市放生津 8-6	0766-50-9164	0766-50-9163	ハッピーライフ(株)
マーシ園 八乙女	南砺市谷 142	0763-82-0490	0763-82-3251	(福)マーシ園
マーシ園 木の香	南砺市谷 142	0763-82-6000	0763-82-6029	(福)マーシ園
障害者支援施設 花椿 きらめき・あおぞら	南砺市蛇喰 1302	0763-64-8880	0763-64-8881	(福)湊明会
七美ことぶき苑デイサービスセンター指定通所介護事業所(基準該当)	射水市七美 891	0766-86-4173	0766-86-4155	(福)喜寿会
海王デイサービス(基準該当)	射水市海王町 25	0766-83-7111	0766-83-7122	(福)海友会
デイサービスセンターりらいあんす(基準該当)	射水市寺塚原 188	0766-83-7200	0766-83-7204	(株)りらいあんす
ケアサークルひばり(基準該当)	射水市戸破 4466-2	0766-55-8772	0766-55-8773	(株)ケアサークルこかげ

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
エスポワールこすぎデイサービスセンター(基準該当)	射水市池多 822	0766-56-0871	0766-56-9329	(福)小杉福祉会
大江苑デイサービスセンター(基準該当)	射水市大江 333-1	0766-55-8887	0766-55-5885	(福)小杉福祉会
こぶし園デイサービスセンター(基準該当)	射水市中村 20	0766-52-4700	0766-52-6800	(福)大門福祉会
すずらんデイサービスセンター(基準該当)	射水市大島北野 33	0766-52-7520	0766-52-7785	(福)ひいらぎ会
いちにのさんぽデイサービス(基準該当)	射水市本江後新 102	0766-86-0685	0766-86-5685	(特非)いちにのさんぽデイサービス
いちにのさんぽ練合(基準該当)	射水市海老江練合 570	0766-86-8655	0766-86-8658	(特非)いちにのさんぽデイサービス
デイサービスわしづか(基準該当)	射水市鷲塚 558	0766-55-2083	0766-55-2082	(特非)徳秀会
太閤の杜デイサービスセンター(基準該当)	射水市中太閤山 18丁目1-2	0766-56-8730	0766-56-8231	(福)小杉福祉会
イヤサー新湊(基準該当)	射水市放生津町 9-24 リアン放生津 1階	0766-84-2183	0766-84-2183	(特非)放生津
特定非営利活動法人月と太陽(基準該当)	射水市神楽町 129	0766-84-0173	0766-84-0173	(特非)月と太陽
いみずの里デイサービス(基準該当)	射水市赤井 77-1	0766-73-2603	0766-73-2615	射水ライフ・サポート(株)
デイサービス花みずき(基準該当)	富山市稲荷町 4丁目3-16	076-444-5353	076-444-5357	(福)海望福祉会

### ○宿泊型自立訓練

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
あすみる	砺波市太田 567-2	0763-34-5677	0763-33-1340	(医)緑心会

### ○自立訓練(機能訓練)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
片ロデイサービスわが家(共生型)	射水市片口 828	0766-86-6686	0766-86-6684	(株)パーソナルライフサポート
高志生活訓練センター	富山市下飯野 36	076-438-4502	076-438-4503	(福)富山県社会福祉総合センター
とやま型デイサービス大きな手小さな手(共生型)	富山市蓮町 2丁目9-8	076-471-5223	076-471-5223	(特非)大きな手小さな手
デイケアハウス手をつなごう(共生型)	高岡市本丸町 13-18	0766-21-0976	0766-21-0966	(特非)デイケアハウス手をつなごう
特別養護老人ホーム射水万葉苑デイサービスセンター(基準該当)	射水市朴木 211-1	0766-82-8288	0766-82-5088	(福)射水万葉会
七美こぶき苑デイサービスセンター指定通所介護事業所(基準該当)	射水市七美 891	0766-86-4173	0766-86-4155	(福)喜寿会
デイサービスセンターりらいあんず(基準該当)	射水市寺塚原 188	0766-83-7200	0766-83-7204	(株)りらいあんず
エスポワールこすぎデイサービスセンター(基準該当)	射水市池多 822	0766-56-0871	0766-56-9329	(福)小杉福祉会
大江苑デイサービスセンター(基準該当)	射水市大江 333-1	0766-55-8887	0766-55-5885	(福)小杉福祉会
こぶし園デイサービスセンター(基準該当)	射水市中村 20	0766-52-4700	0766-52-6800	(福)大門福祉会
いちにのさんぽデイサービス(基準該当)	射水市本江後新 102	0766-86-0685	0766-86-5685	(特非)いちにのさんぽデイサービス
いちにのさんぽ練合(基準該当)	射水市海老江練合 570	0766-86-8655	0766-86-8658	(特非)いちにのさんぽデイサービス
太閤の杜デイサービスセンター(基準該当)	射水市中太閤山 18丁目1-2	0766-56-8730	0766-56-8231	(福)小杉福祉会
特定非営利活動法人月と太陽(基準該当)	射水市神楽町 129	0766-84-0173	0766-84-0173	(特非)月と太陽



○自立訓練(生活訓練)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
地域生活支援・交流ハウスふらっと	射水市太閤町 4	0766-56-6661	0766-56-6667	(特非)ふらっと
片ロデイサービスわが家(共生型)	射水市片口 828	0766-86-6686	0766-86-6684	(株)パーソナルライフサポート
大町就労支援センター	高岡市大町 8-20	0766-73-6008	0766-30-2616	(医)あずさ会
あすみる	砺波市太田 567-2	0763-34-5677	0763-33-1340	(医)緑心会
ハートフィールド	下新川郡入善町横山78-1	0765-74-2520	0765-74-2502	(福)にいかわ苑
七美ことぶき苑デイサービスセンター指定通所介護事業所(基準該当)	射水市七美 891	0766-86-4173	0766-86-4155	(福)喜寿会
デイサービスセンターりらいあんす(基準該当)	射水市寺塚原 188	0766-83-7200	0766-83-7204	(株)りらいあんす
こぶし園デイサービスセンター(基準該当)	射水市中村 20	0766-52-4700	0766-52-6800	(福)大門福祉会
いちにのさんぽデイサービス(基準該当)	射水市本江後新 102	0766-86-0685	0766-86-5685	(特非)いちにのさんぽデイサービス
いちにのさんぽ練合(基準該当)	射水市海老江練合 570	0766-86-8655	0766-86-8658	(特非)いちにのさんぽデイサービス
特定非営利活動法人月と太陽(基準該当)	射水市神楽町 129	0766-84-0173	0766-84-0173	(特非)月と太陽

○短期入所(ショートステイ)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
特別養護老人ホームエスポワールこすぎ	射水市池多 822	0766-56-1078	0766-56-9329	(福)小杉福祉会
特別養護老人ホーム大江苑	射水市大江 333-1	0766-55-8888	0766-55-5885	(福)小杉福祉会
海王ショートステイ	射水市海王町 25	0766-83-7111	0766-83-7166	(医)矢野神経内科医院
いみず苑 ひびき愛	射水市七美 727	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
いみず苑グループホーム短期入所	射水市七美 725 番地	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
七美ことぶき苑短期入所生活介護事業所	射水市七美 891	0766-86-2500	0766-86-4155	(福)喜寿会
片ロショートステイわが家	射水市片口 828	0766-73-8088	0766-73-8087	(株)パーソナルライフサポート
特別養護老人ホーム太閤の杜	射水市中太閤山 18 丁目 1-2	0766-56-8727	0766-56-8231	(福)小杉福祉会
グループホーム結	射水市橋下条 410	0766-75-3929	0766-75-3929	合同会社結
独立行政法人国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	076-469-5616	(独)国立病院機構富山病院
指定短期入所事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-437-5390	(福)富山県社会福祉総合センター
あゆみの郷	富山市稲代 1023	076-467-4477	076-467-4478	(福)秀愛会
ショートステイ ほほえみの丘・やまびこの丘・のぞみの丘・はるかぜの丘・わかくさの丘・こだまの丘	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
うさか寮	富山市西金屋 6682	076-436-0270	076-436-0599	(福)めひの野園
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36	076-438-6019	076-438-6069	(福)富山県社会福祉総合センター
ゆりの木の里 短期入所事業所	富山市五福 474-2	076-433-4500	076-433-4527	(福)富山県精神保健福祉協会
小さな幸せの家短期入所センター	富山市城川原三丁目 6-14	076-438-6001	076-438-6201	(福)小さな幸せの家
富山福祉生協 ぼらハートのいえ	富山市金屋古屋敷 4198-1	076-444-1294	076-444-1296	富山県高齢者・障害者福祉生活協同組合

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
ほっと	富山市八幡 750-3	076-482-3815	076-482-3855	(特非)ほっと
指定療養介護事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-437-5390	(福)富山県社会福祉総合センター
志貴野ホーム	高岡市下麻生字天洞 5340	0766-36-2600	0766-36-2601	(福)高岡市身体障害者福祉会
かたかご苑	高岡市滝新 15	0766-36-1636	0766-36-1637	(福)たかおか万葉福祉会
新生苑 さくら通り	高岡市麻生谷 3796	0766-31-1820	0766-31-1886	(福)たかおか新生会
つくしの家高岡	高岡市向野町 4丁目 31-1	0766-24-2733	0766-24-2768	(株)つくし工房
富山県立黒部学園	黒部市石田 6771	0765-52-1354	0765-52-5018	富山県
富山県立砺波学園	砺波市福山 1164	0763-37-0157	0763-37-1522	富山県
多機能型事業所 湊明園 あすなろ	小矢部市論田 8	0766-68-0363	0766-68-1643	(福)湊明会
マーシ園木の香短期入所事業所	南砺市谷 142	0763-82-6000	0763-82-6029	(福)マーシ園

## ○療養介護

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
あゆみの郷	富山市稲代 1023	076-467-4477	076-467-4478	(福)秀愛会
指定療養介護事業所富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	076-438-2233	076-437-5390	(福)富山県社会福祉総合センター
独立行政法人国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	076-469-5616	(独)国立病院機構富山病院
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	南砺市信末 5963	0763-62-1340	0763-62-3460	(独)国立病院機構北陸病院
独立行政法人国立病院機構 医王病院	石川県金沢市岩出町ニ 73-1	076-258-1180	076-258-6719	(独)国立病院機構医王病院
独立行政法人国立病院機構石川病院 コスモス	石川県加賀市 手塚町サ150番地	0761-74-0700	0761-74-7642	(独)国立病院機構石川病院

## ○就労移行支援

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
多機能型就労支援事業所ワークハーバーMUROYA	富山市東岩瀬村 1 番地	076-426-1115	076-426-1116	(福)アルペン会
作業センターふじなみ	富山市西金屋 6694-4	076-436-7673	076-436-7679	(福)めひの野園
就労支援事業所あおぞら	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
やねのうえのガチョウ	富山市呉羽町 2164-9	076-436-1017	076-436-1018	(福)めひの野園
ジョブスクールさくらだに	富山市安養坊 121-12	076-433-2005	076-411-6008	(特非)TEAMQsuite
ヴィストキャリア富山中央	富山市神通本町 2-2-16 AgrostTower 富山駅前 1F	076-471-8773	076-471-8774	ヴィスト(株)
ヴィストキャリア富山駅前	富山市神通本町一丁目 6-9 MIPSビル1階	076-433-4567	076-433-4569	ヴィスト(株)
SAKURA富山センター	富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル1F	076-442-2550	076-442-2551	(株)総合キャリアトラスト
あしつきふれあいの郷 就労支援事業所	高岡市博労本町 4-1	0766-29-3335	0766-29-3336	(福)あしつき
大町就労支援センター	高岡市大町 8-20	0766-73-6008	0766-30-2616	(医)あざさ会
おかげさま	高岡市中川町 1-14	0766-54-0824	0766-54-0834	スケッチ(株)
ヴィストキャリア高岡	高岡市下関町 6-1 クルン高岡	0766-54-7760	0766-54-7761	ヴィスト(株)

○就労継続支援A型

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
ほまれの家小杉	射水市黒河字尺目2164-1 ガーデンハウス黒河103	0766-54-0921	0766-54-0922	(株)KK
self-A・ハニービー小杉東	射水市市崎 162	0766-55-5516	0766-55-5517	(株)ハニービー
オーシャン	富山市蓮町一丁目 1-51	076-482-4277	076-482-4977	(同)FELLOW SHIP
日本社会福祉デザインセンター	富山市高田527 富山県総合 情報センタービル	076-482-4460		日本社会福祉デザインセンタ ー(株)
就労支援事業所ハーベスト	富山市稲代 41-4	076-461-4492	076-461-4494	(福)秀愛会
self-Aハニービー環水公園前	富山市湊入船町 3-30 KNB 入船別館	076-444-6677	076-444-6607	(株)ハニービー
就労継続支援A型事業所 コラーレ富山	富山市新庄本町 3丁目 1-13	076-452-3899	076-452-4025	(一社)eiki social work
就労継続支援A型事業所 セリュー	富山市総曲輪 4丁目 4-3	076-491-7123	076-491-7124	(一社)新草会
ごはんかふいえ夢苺	高岡市定塚町 1199	0766-75-0606	0766-75-0606	(特非)えいぶる
太陽	高岡市横田本町 9-2	0766-54-5541	0766-54-5542	(株)LIFE
あかり	高岡市野村 486	0766-24-0204	0766-24-0208	(株)PERSON' S
ハートワーク	高岡市赤祖父 61-2	0766-50-9995	0766-50-9996	(株)ハートワーク
就労継続支援事業所なごみ	高岡市駅南二丁目 3-5	0766-25-0753	0766-27-6051	(株)和
Aim	高岡市間屋町 34	0766-50-8106	0766-50-8161	(株)withOne
京町就労支援センター	高岡市京町 5-8	0766-28-7193	0766-26-3626	(医)あずさ会
ひまわり	高岡市東上関 314	0766-53-5070	0766-53-5071	(株)OASIS
スタジオWING	高岡市萩布 231-2	0766-63-8270	0766-63-8271	サンクオール(株)
ほまれの家佐野	高岡市荒見崎 318-2	0766-53-5637	0766-53-5639	(株)KK
ほまれの家高岡駅南	高岡市赤祖父 52-3	0766-53-5512	0766-53-5516	(株)KK
アフレックス	高岡市江尻 332-1 江尻ビル	0766-54-5966	0766-54-5967	(株)アフレックス
とらいあんぐる	高岡市戸出西部金屋 418	0766-63-8270	0766-63-8271	(株)とらいあんぐる
ジュピター	砺波市幸町 5-5	0763-55-6168	0763-55-6169	(株)ORION
オアシス砺波	砺波市東石丸 372-13	0763-58-5211	0763-58-5216	(株)OASIS

○就労継続支援B型

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
いみず苑 はばたき	射水市七美 727	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
ワークホーム悠々	射水市三ヶ 3721-8	0766-54-6626	0766-54-6627	(特非)ワークホーム悠々
ワークプラザここから	射水市棚田 59	0766-52-1737	0766-52-1739	(特非)むげん
えみふる	射水市黒河新 4920-1	0766-50-9883	0766-50-9883	(特非)プラスワン
ジョブステーションさくら北部事業所	射水市足洗新町一丁目 38	0766-54-0593	0766-54-0594	(株)タカギコーポレーション
ガチョック	射水市戸破 1893	0766-54-6208	0766-54-6231	(一社)ガチョック
シビックプライド新湊	射水市本町二丁目 6-13	0766-92-0873	0766-92-0884	(一社)シビックプライド

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
る・ふ・つくらん	射水市八塚 282-8	0766-52-2887	0766-52-2887	(一社)嘉の根
FUN FARM のづみ野	富山市八尾町西川倉 23-1	076-455-0597	076-455-0597	(特非)愛和報恩会
フレンドリーハウス	富山市高木西 118	076-436-1634	076-436-1634	(福)フレンドリー会
ゆりの木の里 就労継続支援B型事業所	富山市五福 474-2	076-433-4500	076-433-4527	(福)富山県精神保健福祉協会
ワークハウス連帯	富山市北代 5200	076-434-4361	076-434-4321	(医)和敬会
ウォーム・ワークやぶなみ	富山市西金屋 8363-2	076-434-5895	076-434-5896	(福)めひの野園
作業センターふじなみ	富山市西金屋 6694-4	076-436-7673	076-436-7679	(福)めひの野園
あすなろセンター	富山市野口南部 132	076-427-1115	076-436-3515	(医)白雲会
就労継続支援事業所工房CoCo	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
高志ワークセンター	富山市下飯野 36	076-438-2949	076-438-4503	(福)富山県社会福祉総合センター
やねのうえのガチョウ	富山市呉羽町 2164-9	076-434-1017	076-434-1018	(福)めひの野園
ヴィストジョブズ富山駅前	富山市神通本町 2-2-16 AgrostTower 富山駅前 1F	076-411-7820	076-411-7803	ヴィスト(株)
多機能型施設ジョブステーションさくら 奥田事業所	富山市下奥井一丁目 12-5	076-471-6679	076-471-6799	(株)タカギコーポレーション
はたらくわ	富山市富岡町 355	076-493-0765	076-493-0765	(特非)デイサービスこのゆびとー まれ
特定非営利活動法人憩いの家	高岡市高陵町 8-49	0766-23-5409	0766-73-7523	(特非)憩いの家
特定非営利活動法人工房ジョイン	高岡市佐野新町 1666	0766-21-1315	0766-21-1357	(特非)工房ジョイン
あしつきふれあいの郷 就労支援事業所	高岡市博労本町 4-1	0766-29-3335	0766-29-3336	(福)あしつき
大町就労支援センター	高岡市大町 8-20	0766-73-6008	0766-30-2616	(医)あずさ会
ファクトリーかたかご	高岡市二塚 657-1	0766-30-2025	0766-30-2026	(福)たかおか万葉福祉会
すこやか26	高岡市伏木古国府 7 丁目 6	0766-44-3829	0766-27-3773	(特非)すこやか26
作業工房えいぶる	高岡市城東 1 丁目 9-29	0766-28-0722		(特非)えいぶる
自立サポートJam	高岡市宮田町 21-23	0766-30-4881	0766-30-4881	(特非)Jam
志貴野苑就労継続支援事業所	高岡市葦附 1239-27	0766-36-1200	0766-36-1203	(福)高岡市身体障害者福祉会
B-step	高岡市萩布 231-2	0766-24-8226	0766-24-8224	サンクオール(株)
ガッツプラス	高岡市 2 番 5 号 アールワン丸の内ビル 3 階	0766-92-1010		(株)ガッツプラス

### ○共同生活援助(グループホーム)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
いみず苑(きずな、やんばいはうす片 口、グループホーム七美)	射水市三ヶ 3316-1	0766-86-1126	0766-86-1136	(福)射水福祉会
のぞみ	射水市藤巻 54	0766-53-8811	0766-53-8511	(医)仁清会
小さな幸せの家いみずホーム	射水市中太閤山 16 丁目 90-7	0766-54-0870	0766-54-0871	(福)小さな幸せの家
さくらグループホーム北部	射水市足洗新町一丁目 35	080-6367-8010		(株)タカギコーポレーション
グループホーム結	射水市橋下条 410	0766-75-3929	0766-75-3929	合同会社 結

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
セーナー苑グループホームほのか	富山市坂本 3110	076-467-0679	076-468-3201	(福)セーナー苑
恵風会グループホーム・ケアホーム	富山市婦中町羽根 1068-12	076-457-2301	076-457-2303	(福)恵風会
フレンドリーホーム	富山市高木西 118	076-436-1642	076-436-1634	(福)フレンドリー会
グループホーム静和	富山市婦中町羽根新 5	076-425-0631	076-425-0895	(医)四方会
グループホーム ゆりの木	富山市五福 474-2	076-433-4500	076-433-4527	(福)富山県精神保健福祉協会
和敬会生活訓練センター	富山市北代 5200	076-434-8101	076-434-8150	(医)和敬会
梨の木苑	富山市西金屋 6682	076-436-0270	076-436-0599	(福)めひの野園
こころの学校富山北	富山市久方町 6-12	076-455-0597	076-455-0597	(特非)愛和報恩会
ふれんどリーハウス	富山市八尾町水口 1656	076-455-3535	076-455-3536	(福)白皇山保護園
グループホーム花みずき式番館	富山市曙町 2-23	076-471-5002	076-432-2005	(福)海望福祉会
グループホームしおんの家・愛	富山市水橋辻ケ堂 842-1	076-479-2780	076-479-2780	(特非)しおんの家
かたかご苑グループホーム	高岡市滝 80-2	0766-36-1636		(福)たかおか万葉福祉会
ソーシャルインクルーホーム氷見柳田	氷見市柳田 934-1-2	0766-30-3857	0766-30-3858	ソーシャルインクルー(株)
グループホームスクラム	中新川郡立山町江崎 87-24	076-463-6156		(特非)クラシース
富山型共生グループホーム ライフ	下新川郡入善町横山 78-1	0765-74-0194	0765-74-2502	(福)いかわ苑

#### ○指定特定相談支援・指定障がい児相談支援

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
地域活動支援センターつとひ	射水市三ヶ 3721-8	0766-55-4110	0766-54-5616	(特非)ワークホーム悠々
ふらっと	射水市太閤町 4	0766-56-6661	0766-56-6667	(特非)ふらっと
あいネットいみず	射水市七美 727	0766-86-8522	0766-86-8530	(福)射水福祉会
特定非営利活動法人 むげん	射水市棚田 59	0766-52-1737	0766-52-1739	(特非)むげん
片ロサポートセンターわが家	射水市片口 828	0766-86-6686	0766-86-6684	(株)パーソナルライフサポート
COCORO SUPPORT	射水市串田 1387-3	0766-24-5776	0766-24-5776	(同)サンセール
輝星	射水市片口 320	0766-86-1173	0766-86-1173	(株)Y's Care Station
相談支援事業所 well	射水市南太閤山3丁目 2-1	0766-56-8725	0766-56-1336	(福)小形福祉会
チャレンジャー	射水市三ヶ 2524-1	0766-95-4063	0766-95-4063	(特非)お和ん
相談支援事業所あんど	射水市小島 3637-2	0766-52-5455	0766-52-5455	(一社)あんど
シビックプライド新湊相談支援事業所	射水市本町二丁目 6-13	0766-92-0873	0766-92-0884	(一社)シビックプライド
相談支援事業所はやぶさ	射水市小島3758 オオシママンション401	0766-75-3277	050-3606-3084	(株)e-スピリット

児童福祉法における指定障害福祉サービス事業所一覧（近隣市町村及び利用見込の事業所を掲載）

○児童発達支援

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
COCORO	射水市串田 1387-3	0766-53-0056	0766-53-0056	(同)サンセール
紙飛行機	射水市作道 63-6	0766-73-8720	0766-84-1951	(一社)ストレンクス
地域生活支援交流ハウスふらっと (共生型)	射水市太閤町 4	0766-56-6661	0766-56-6667	(特非)ふらっと
富山市恵光学園	富山市石坂新 950-1	076-431-5828	076-431-5833	(福)富山市桜谷福祉会
富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-437-5390	(福)富山県社会福祉総合セ ンター
ヴィストカレッジ富山環水公園前	富山市牛島本町 2-2-10	076-482-4755	076-482-4751	ヴィスト(株)
児童発達支援事業所 コペルプラス富山教室	富山市二口町2-14-5 ホーリーワンビル2階	076-461-7126	076-461-7163	(株)コペル
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市江尻 279	0766-21-3615	0766-27-7080	高岡市
キッズサポートらら・こぼん	高岡市佐野 548-2	0766-54-5703	0766-54-5074	(福)くるみ
多機能型重症児デイサービスおはな	高岡市石瀬 6-1	0766-73-8087	0766-26-1360	(株)ラ・ファミーユ

○児童発達支援センター

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-426-1588	(福)富山県社会福祉総合セ ンター
高岡市きずな子ども発達支援セン ター	高岡市江尻 279	0766-21-3615	0766-27-7080	高岡市

○放課後等デイサービス

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
こどもサポートハウス おむすび	射水市戸破 2596-1	0766-75-8157	0766-75-7300	(特非)プラスワン
こどもサポートハウス おりいぶ	射水市黒河 5061-51	0766-75-7300	0766-75-7300	(特非)プラスワン
フレンズ	射水市三ヶ 2467 2階	0766-75-3885	0766-75-3885	(特非)はあとびあ21
アリス	射水市中太閤山 1丁目 1-1 パスコ2階	0766-50-8477	0766-50-8477	(特非)はあとびあ21
エール	射水市大門67 大門総合会 館 1階	0766-53-5288	0766-75-3885	(特非)はあとびあ21
COCORO	射水市串田 1387-3	0766-53-0056	0766-53-0056	(同)サンセール
紙飛行機	射水市作道 63-6	0766-73-8720	0766-84-1951	(一社)ストレンクス
地域生活支援交流ハウスふらっと(共 生型)	射水市太閤町 4	0766-56-6661	0766-56-6667	(特非)ふらっと
チップス いみず	射水市三ヶ 1417	0766-50-2977	0766-50-2978	(株)チップス
チャレンジャー	射水市三ヶ 2524-1	0766-95-4063	0766-95-4063	(特非)おおん
うたのこ	射水市黒河820	0766-73-2656	0766-73-2657	(株)BUZZBUZZ
つくしの家	富山市八町 5274-2	076-435-3279	076-435-3269	(株)つくし工房

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
ウエルカムハウスつくし	富山市中沖 380	076-427-1060	076-427-1061	(株)つくし工房
指定放課後等デイサービス事業所 富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-426-1588	(福)富山県社会福祉総合セ ンター
ぼらハートのいえ みらい	富山市金屋字古屋敷 4215-2	076-444-1294	076-426-1588	富山県高齢者・障害者福祉生 活協同組合
放課後等デイサービスひかり	富山市石坂新 111-30	076-431-7100	076-431-7101	(福)富山市桜谷福祉会
ヴィストカレッジ富山県庁前	富山市丸の内 1-5-8 マンショ ン塚捨 1 階	076-471-6822	076-471-6825	ヴィスト(株)
つくしの家高岡	高岡市向野町 4 丁目 31-1	0766-24-2733	0766-24-2768	(株)つくし工房
チャイルドサポートこぱん、える・こぱん	高岡市佐野 548-2	0766-54-5703	0766-54-5704	(福)くるみ
多機能型重症児デイサービス おはな	高岡市石瀬 6-1	0766-73-8087	0766-26-1360	(株)ラ・ファミーユ
チャイルドパワー	高岡市駅南 1-1-18 中野ビ ル 3F	0766-24-3311	0766-24-3311	(株)チャイルドパワー
特定非営利活動法人月と太陽(基準 該当)	射水市神楽町 129	0766-84-0173	0766-84-0173	(特非)月と太陽

### ○保育所等訪問支援

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
富山市恵光学園	富山市石坂新 950-1	076-431-5828	076-431-5833	(福)富山市桜谷福祉会
指定保育所等訪問支援事業 富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-426-1588	(福)富山県社会福祉総合セ ンター
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市江尻 279	0766-21-3615	0766-27-7080	高岡市

### ○福祉型障がい児入所施設(県で支給決定)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
富山県立黒部学園	黒部市石田 6771	0765-52-1354	0765-52-5018	富山県
富山県立砺波学園	砺波市福山 1164	0763-37-0157	0763-37-1522	富山県

### ○医療型障がい児入所施設(県で支給決定)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
あゆみの郷	富山市稲代 1023	076-467-4477	076-467-4478	(福)秀愛会
医療型障害児入所施設 富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233	076-426-1588	(福)富山県社会福祉総合セ ンター

### ○指定発達支援医療機関(県で支給決定)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	運営主体
独立行政法人国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	076-469-5616	(独)国立病院機構富山病院
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	南砺市信末 5963	0763-62-1340	0763-62-3460	(独)国立病院機構北陸病院

## ≪身体障害者程度等級表(身体障

級 別		1 級	2 級	3 級											
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下、同じ。)が0.01以下のもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの</li> <li>2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3 周辺視野角度( I / 4 視標による。以下、同じ。)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度( I / 2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの</li> <li>4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の 2 に該当するものを除く。)</li> <li>2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</li> <li>4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</li> </ol>											
聴 覚 障 害			両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)											
平 衡 機 能 障 害				平衡機能の極めて著しい障害											
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は、そ し ゃ く 機 能 障 害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失											
肢 体 不 自 由	上 肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>2 両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>2 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>3 1 上肢を上腕の2分の1以上欠くもの</li> <li>4 1 上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>3 1 上肢の機能の著しい障害</li> <li>4 1 上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>											
	下 肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>2 両下肢を大腿の2分の1以上欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>2 両下肢を下腿の2分の1以上欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの</li> <li>2 1 下肢を大腿の2分の1以上欠くもの</li> <li>3 1 下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>											
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの</li> <li>2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの</li> </ol>	体幹の機能障害により歩行が困難なもの											
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活に制限されるもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	移動機能
上肢機能	不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの														
上肢機能	不随位運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの														
上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活に制限されるもの														



# 害者福祉法施行規則別表第5号)》

4 級	5 級	6 級	7 級
<ol style="list-style-type: none"> <li>視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</li> <li>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</li> <li>両眼開放視認点数が70点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</li> <li>両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</li> <li>両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</li> <li>両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
<ol style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの)</li> <li>両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)</li> <li>1側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの</li> </ol>	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢のおや指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの</li> <li>1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害</li> <li>1上肢のおや指を欠くもの</li> <li>1上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの</li> <li>ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1上肢の機能の軽度の障害</li> <li>1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害</li> <li>1上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害</li> <li>1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの</li> <li>1下肢の機能の著しい障害</li> <li>1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</li> <li>1下肢が健側に比して、10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>1下肢の足関節の機能を全廃したもの</li> <li>1下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</li> <li>1下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>1下肢の機能の軽度の障害</li> <li>1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害</li> <li>1下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>1下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</li> </ol>
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級 別		1 級	2 級	3 級
内部障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の 日常生活活動が極度に制限される もの		心臓の機能の障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の 日常生活活動が極度に制限され るもの		じん臓の機能の障害により家庭内 での日常生活活動が著しく制限され るもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能障害により自己の身の 日常生活活動が極度に制限される もの		呼吸器の機能障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により 自己の身の日常生活活動が極度 に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により 家庭内での日常生活活動が著しく制 限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の 日常生活活動が極度に制限される もの		小腸の機能の障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障 害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 の障害により日常生活がほとんど不 可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 の障害により日常生活が極度に制限 されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機 能の障害により日常生活が著しく制 限されるもの(社会での日常生活活 動が著しく制限されるものを除く。)
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活 動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活 動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活 動が著しく制限されるもの(社会での 日常生活活動が著しく制限されるもの を除く。)
備 考	<p>1 同一等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p>			

## 《療育手帳障害基準》

区 分	障害の程度	基 準
18歳未満	重度 A	次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 1 知的指数がおおむね35以下で食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。 2 知的指数がおおむね35以下で頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、暴動その他の問題行動を有し監護を必要とするもの。 3 盲若しくはろうあ又は肢体不自由(これらの障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度のものであって知能指数がおおむね50以下のもの。)
	中・軽度 B	上記以外の障害程度のもの。(おおむね知能指数75以下)

## 《精神障害者保健福祉手帳障害基準》

障害の程度	基 準
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

4 級	5 級	6 級	7 級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
<p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の段端の長さは、実用長をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>			

区 分	障害の程度	基 準
18歳以上	重度 A	<p>次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。</p> <p>1 知的指数がおおむね35以下であって、日常生活における基本動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの。</p> <p>2 知的指数がおおむね35以下で失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し常時注意と指導を必要とするもの。</p> <p>注：肢体不自由、盲・ろうあ等の障害（身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度の障害であること）を有するものについては、上記1.2において知能指数がおおむね「35以下」を「50以下」とする。</p>
	中・軽度 B	上記以外の障害程度のもの。（おおむね知能指数75以下）

令和6年(2024年)4月発行  
発行者 射水市福祉保健部社会福祉課

TEL 0766-51-6626

FAX 0766-51-6658

E-mail: [fukushi@city.imizu.lg.jp](mailto:fukushi@city.imizu.lg.jp)

(このガイドブックの本文の用紙には古紙パルプが利用されています)



